

令和5年度 国の施策・制度・予算に関する提案

令和4年6月
神奈川県

提案に当たって

神奈川県政の推進につきましては、日頃から格別のご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

現在、コロナ禍において、本県を取り巻く社会・経済は大きく変化し、その影響は目下の医療提供体制をはじめ、くらしや産業、福祉、教育など多方面にわたり様々な課題をもたらしています。

こうした中、今後は、感染拡大防止と社会経済活動を両立させていくため、バランスの取れた取組がより重要になってきます。

そこで、本県では、令和4年度当初予算を県民の皆様の「いのち」と「暮らし」を守り、新しい日常を切り拓いていくための予算として編成し、新型コロナウイルス感染症対策を継続するとともに、経済の回復に向けた支援を展開していきます。

今後も厳しい財政状況が見込まれる中、県民生活に直結する事業を着実に推進していくためには、国による施策・制度の改革が必要なものが少なくありません。

そこで、国の施策・制度・予算に関する提案をとりまとめましたので、是非、ご理解をいただき、令和5年度の予算編成及び施策の展開に当たり、特段のご配慮とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和4年6月

神奈川県知事 志保祐治

目 次

I 新型コロナウイルス感染症対策	
1 新型コロナウイルス感染症対策	1
2 生活困窮者対策の推進	11
II 子どもたちへの支援の充実	
3 安心して子どもを産み、育てることができる環境の整備	16
4 子どもを守るセーフティネットの整備	21
III 地方税財政制度	
5 地方税財政制度の改革	28
IV DXの推進	
6 自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進	31
V エネルギー・環境	
7 分散型エネルギーシステムの構築	35
8 脱炭素社会の実現	37
9 資源循環の推進	38
VI 安全・安心	
10 防災・減災、国土強靱化の推進	39
11 基地対策の推進	48
VII 産業・労働	
12 都市農業の持続的発展を図るための税制度の見直し	53
VIII 健康・福祉	
13 健康・長寿社会の実現	55
14 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護提供体制の推進	61
15 共生社会の実現と障がい福祉制度等の見直し	67
IX 県民生活	
16 拉致問題の早期解決	71
17 ヘイトスピーチ対策の推進	73
X 県土・まちづくり	
18 広域交通ネットワークの整備促進と交通利便性の向上	74
19 県営住宅の健康団地への再生	78
参考 提案事項 府省別一覧	80

I 新型コロナウイルス感染症対策

1 新型コロナウイルス感染症対策

1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

【提案内容】

提出先 内閣府

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（地方単独事業分）は、地域の実情に応じた事業を地方自治体の判断により実施できるよう、今後の感染状況を踏まえ、予備費の活用も含め、必要に応じて機動的に措置するなど、引き続き、全ての地方自治体が必要とする額を確保すること。

また、交付金の算定に当たっては、地方自治体の財政力に関わらず、地域の実情に即した必要な額を措置すること。

◆現状・課題

新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見通せない中、引き続き、地域の実情に応じたコロナ対応に係る事業の実施が必要である。

◆実現による効果

臨時交付金の措置により、地域の実情に応じた事業の実施が可能となる。

(神奈川県担当課：政策局地域政策課)

- (2) 営業時間短縮等の要請に伴う協力金については、地方自治体が、臨時交付金（地方単独事業分）を他の中小企業の感染症対策や経済の回復に向けた支援等の財源として活用できるよう、臨時交付金の地方単独事業とは別に、全額国費で負担すること。

◆現状・課題

営業時間短縮等の要請に伴う協力金については、本来、地域の実情に応じた事業の財源に充てるべき臨時交付金（地方単独事業分）を充てなければならない制度設計になっている。

◆実現による効果

協力金について、臨時交付金の地方単独事業とは別に全額国費負担とすることで、他の中小企業の感染症対策や経済の回復に向けた支援等の財源などに活用できる。

(神奈川県担当課：政策局地域政策課)

- (3) 繰越手続の運用に当たっては、繰越財源の使途の変更など、事故繰越を含めた要件の弾力化や柔軟な対応を図ること。

◆現状・課題

新型コロナウイルス感染症の収束は未だ見通せず、感染状況によって、緊急事態措置やまん延防止等重点措置などの影響を受けるため、計画的な事業実施が困難である。

◆実現による効果

年度を超えて切れ目なく柔軟な執行が可能となる。

(神奈川県担当課：政策局地域政策課)

2 医療

【提案内容】

提出先 デジタル庁、厚生労働省

- (1) **新型コロナウイルスワクチン接種**について、全ての市町村が希望する住民への接種を速やかに進められるよう、接種にかかわる人材の確保に向けた対策や、県や市町村の負担がないよう、財政措置を継続すること。

また、接種券の電子化などにより接種者情報、接種記録等を一貫して管理できる仕組みを構築するなど、ワクチン接種を迅速に進めるための柔軟な制度設計により、地方自治体の取組を総合的に支援すること。

さらに、ワクチンの供給量を十分に確保するとともに、国産ワクチンの開発支援等により、アレルギー等の理由で特定の種類のワクチンが接種できない方の選択肢を広げ、希望する全ての方が速やかに接種できる体制を構築すること。

◆現状・課題

新型コロナウイルスの世界的な流行に未だ終息が見られない中で、今後もワクチン接種の重要性は高いと考えられることから、引き続き国が主導してワクチン接種に係る医療人材等の確保対策を進めるとともに、接種主体である市町村や、市町村を支援する県に対する十分な財政措置を行う必要がある。

また、紙による接種券の発行を前提とした現状の接種情報管理体系、報酬支払体系等は、接種券の大量発行に膨大な時間及び労力を要することや接種記録の把握の遅れにつながることから、ワクチン接種を迅速に進めるための大きな障害となっており、デジタルを前提とした接種者情報、接種記録等を一貫して管理する仕組みを構築する必要がある。

◆実現による効果

接種券の発行、接種記録の管理などに係る労力が削減されるとともに、接種に係る報酬支払いの確実性が担保されることにより、希望する全ての住民へのワクチン接種を迅速かつ円滑に進めることができる。

(神奈川県担当課：健康医療局医療危機対策本部室)

- (2) **新型コロナウイルス経口治療薬**について、処方希望する全ての住民がその機会を得られるよう、備蓄分も含めた十分な量を確保するとともに、供給・流通体制を整えること。また、経口治療薬の安定的な供給と、国内産業の育成につなげられるよう、国産の経口治療薬に重点的な開発支援を行うこと。

◆現状・課題

経口治療薬については、備蓄分も含めて十分な量が確保されているとはいえず、また薬剤の供給・流通体制も整っていないことから、国の責任において、これらの状況の改善を図ることが必要である。

また、国産の経口治療薬については、速やかな製造・販売に向けた開発支援及び、治験や製造販売承認が行われているとは言い難い状況であることから、国として重点的な支援を行うことが必要である。

◆実現による効果

経口治療薬の備蓄分も含めた十分な量の確保や流通体制の改善は、患者への迅速な処方につながり、重症化等を防ぐ効果がある。

また、国産の経口治療薬の開発支援は、薬剤の安定的な供給に資するとともに、国内産業の育成にも寄与する。

(神奈川県担当課：健康医療局医療危機対策本部室)

- (3) 地域の医師会等と連携した自宅療養者に対する健康観察やフォローアップ業務について、今後も持続可能な仕組みとして運営できるよう「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い」の当面の維持や診療報酬等の拡充、訪問看護やオンラインによる療養指導等を新たに訪問看護療養費の対象とするなどの財政措置を図ること。

また、当該業務に係る人材確保の観点から、救急救命士の活用を進め、現状の救急用自動車等だけでなく、療養者宅においても、状況に応じて酸素投与などの救急救命処置を行えるようにすること。

◆現状・課題

令和4年1月から2月にかけての感染拡大時には、一日あたり6万人を超える自宅療養者が生じるなど、感染の急増期には多数の自宅療養者の発生が見込まれる。

こうした自宅療養者に対して医学的知見に基づいた対応を行うため、地域の医師会等に健康観察やフォローアップ業務を委託することは、国により積極的に推奨され、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象となっているが、対応する医師や看護師への手当等について、臨時的な対応ではなく、診療報酬制度にしっかりと位置付けるなど、恒久化を見据えた持続可能な制度として構築していく必要がある。

また、自宅療養者の容態が急変した場合の備えとして、療養者宅に駆け付け、医師の指示のもと救急救命処置を実施することを可能とするため、救急救命士を活用できる仕組みを構築すべきである。

◆実現による効果

新型コロナウイルス感染症の自宅療養を地域の医療提供体制に位置付けるための体制を整備し、地域の医療システムとして自走化を図ることは、超高齢社会においても有用な手法であることから、将来的な活用も期待できる。

また、救急救命士を自宅療養者の健康観察やフォローアップ業務に活用することにより、自宅療養者が安心して療養できる体制の整備を進めることが出来る。

(神奈川県担当課：健康医療局医療危機対策本部室)

- (4) 今後更なる変異ウイルスが発生することが懸念される中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止には、全国かつ戦略的なPCR検査の実施等の対策が大変重要であるため、地方自治体の負担が無く、効果的・効率的に検査等が実施できるよう財政措置を講じること。

また、医療機関における検査に係る診療報酬の引下げについては、検査機関の減少が懸念されることから、適切な診療報酬体系に見直すなど、発熱診療等医療機関を増やすための方策を拡充すること。

◆現状・課題

国から、令和4年2月に、B.1.1.529系統（オミクロン株）の流行下においては、患者数の5～10%程度のL452R変異株PCR検査やゲノム解析を実施することが示されている。

本県のように、保健所設置市が多い都道府県については、このように変異株検査の実施率を示された場合、検査費用の1/2が各地方自治体の負担となっていることから、各保健所設置市の実施状況に影響され、実現が容易でない。変異株検査等の、国が方針を示した上で全国的に実施する事業に関しては、地方自治体の負担が生じないよう、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象事業に含めるなど、国において財源措置を講じてもらう必要がある。

さらに、医療機関における検査に係る診療報酬については、令和3年12月31日から引き下げられ、PCR検査については、令和4年4月1日に激変緩和のための経過措置としての引下げが行われた後、7月1日にも更なる引下げが行われる予定であり、検査するほど医療機関の負担が増えることから、発熱診療等医療機関を辞めたいとの声が寄せられるなど、検査機関の減少が懸念される事態となっている。

◆実現による効果

感染の再拡大の回避やクラスターの早期の防止が可能となる。

(神奈川県担当課：健康医療局医療危機対策本部室)

- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律と新型インフルエンザ等対策特別措置法の権限と財源を見直し、都道府県が迅速に広域的な感染症対策を行えるよう、早急に法改正を行うこと。

◆現状・課題

新型コロナウイルス感染症対策において、検査の実施や自宅療養等については、感染症法により保健所設置市に権限が付与されている一方、感染拡大防止措置については、特措法により都道府県知事に権限が付与されている。

また、財源についても、飲食店等への時短要請に伴う協力金や、病床確保、自宅療養に係る費用については、地方創生臨時交付金や緊急包括支援交付金により一義的に都道府県に交付されているが、検査費用等は保健所設置市に直接措置されている。

このため、広域的な対応が必要なケースでは、調整に時間を要し、迅速な執行に支障が生じている。

そこで、感染症対策における権限と財源を見直すことにより、広域的な事案に対し、都道府県と保健所設置市が一体となって迅速に感染症対策を行えるよう、法改正を行う必要がある。

◆実現による効果

都道府県と保健所設置市が一体となって対策を推進することにより、迅速な対応が可能となる。

(神奈川県担当課：健康医療局医療危機対策本部室)

- (6) 新型コロナウイルス感染症のような大規模感染症流行下における医療提供体制の確保のために、地方自治体が負担した費用については、**新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とするなど、国において財政措置を講じること。**

また、患者の移送費や入院医療費、行政検査費など感染症法で地方自治体が負担すべきとされている費用について、感染拡大による地方自治体の財政負担が増加しているため、この支弁分についても緊急的な財政支援策を講じること。

◆現状・課題

本県では、新型コロナウイルス感染症拡大時において、感染拡大を防止するとともに、県内の医療機関の負荷を軽減し、必要な医療提供体制を確保するため、家庭への抗原検査キットの配布やゴールデンウィーク・年末年始等の長期休暇における医療提供体制確保にかかる協力金の事業等を実施しているが、これらの事業は新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象経費となっていないことから、県の独自財源や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施している。

また、患者の移送費や入院医療費、行政検査費などの自治体負担が生じる費用についても、感染拡大により、想定を超える費用負担が生じており、地方自治体の財政負担が大きい。

特に、移送費については、感染症法に拠らない軽症者等の移送は交付金により全額措置されるものの、法に基づく医療機関への移送に要する費用については、県（保健所設置市）が支弁することとされており、財源や地方自治体の負担に差異が生じている。

◆実現による効果

地方自治体を実施する医療提供体制確保のための事業については、緊急包括支援交付金の対象とするなど、国による財政措置を明確にすることで、地方自治体がそれぞれの地域のニーズや実情に応じて、迅速かつ効果的に医療提供体制を確保することが可能となる。

また、感染拡大に伴う緊急的な措置として、行政検査等の自治体負担分についても、一時的に国による財政支援の対象とすることにより、地方自治体が財政的な不安を感じることなく、十分な対応を行うことができる。

(神奈川県担当課：健康医療局医療危機対策本部室)

3 防災・減災

【提案内容】

提出先 内閣府、消防庁

- (1) 大規模災害が発生した際には、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所の設置・運営を進めることが急務であり、感染症予防に必要な物資の備蓄や、避難先宿泊施設の借上費用など、市町村に多額の財政負担が恒常的に発生することから、必要な財源措置を講じること。
- また、新型コロナウイルス感染症対策の取組として、感染症を意識した避難の行動や日頃の備えについての普及啓発を強化すること。

◆現状・課題

地震や風水害などの災害が発生した際に、市町村が行う避難所運営において、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すことが重要である。

本県では、特定非営利活動法人と防災協定を締結して、間仕切りシステムやハニカムベッドの提供・運搬体制を整備した。また、防災協定により市町村が、旅館やホテルを、避難所として確保できる仕組みを構築するなど市町村の避難所確保の取組を支援しているが、感染症予防に必要な物資の備蓄や、避難先宿泊施設の借上により、市町村に多額の財政負担が恒常的に発生する。

◆実現による効果

避難所における新型コロナウイルス感染症対策の充実強化が図られる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

- (2) 大規模災害における避難時に、感染の拡大を防止するためには、避難所の運営主体である基礎自治体が自宅療養中の陽性者や疑似症の者（PCR検査結果待ちの者）の居住地情報と災害危険区域との照合結果を事前に把握しておくことが必須であるが、現行制度では保健所設置市以外の市町村においては把握できない仕組みであることから、早急に法制度も含めた仕組みを構築すること。

◆現状・課題

平時は市町村に個人情報を含まない自宅療養者の情報（地番や人数等）を提供し、発災時や発災が見込まれる場合は、個人情報を含む自宅療養者の情報を保健所設置市以外の市町村に提供しているほか、市町村から個別に申請があった場合は、個人情報を提供している。また、個人情報の提供については、保健師による体調の聞き取りの際に、個人情報提供の可否についてヒアリングを実施している。

なお、疑似症や濃厚接触者のデータは提供していない。

◆実現による効果

新型コロナウイルス感染症に感染しているという情報は、要配慮個人情報に該当するため、条例上、収集等ができない地方自治体があり、解釈で対応している。また、疑似症や濃厚接触者の情報は感染症法上で都道府県が収集する情報ではないため、法や条例に基づく収集及び提供が行えていない。

法制度が構築されることにより、各地方自治体の条例に基づく解釈ごとに判断している情報の扱いを統一することができ、適切な情報共有が可能になる。

また、疑似症や濃厚接触者の情報提供が条例の解釈では対応できていないため、法制度の構築により対応ができるようになる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

- (3) 第6波のように、大量の自宅療養者、濃厚接触者がいる状況下で、大規模な自然災害の発生時における感染者等の避難対策に関する手法等について、考え方を示すこと。

◆現状・課題

本県では、第6波の発生以後、自宅療養者数が大幅に増加しており、ピーク時には、およそ6万8千人に達した。このような状況下で、大規模地震等の自然災害が発生した場合、指定避難所に感染者等が殺到することになり、更なる感染拡大を招く事態が生じ得る。指定避難所における感染対策とは別に、自宅療養者等に対する避難対策の手法を国において示されない現状を鑑みると、自宅療養者に対する移送方法など、混乱が発生する懸念がある。

◆実現による効果

自宅療養者における迅速な避難を実現することができる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

4 福祉

【提案内容】

提出先 厚生労働省

- (1) 高齢・障害福祉施設等について、新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大防止のために講じる、抗原検査キットの調達や検査の費用をサービス提供体制確保事業の補助対象とすること。また、今後、様々な感染防止対策に対し、報酬において十分な評価を行い、各施設等の感染防止対策の取組を推進する恒久的な仕組みを構築すること。

◆現状・課題

現在、高齢・障害福祉施設等では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、職員の日々の健康管理や利用者の面会に当たっての感染対策、3密を避けるためのサービス提供、感染疑い者発生時の隔離等の徹底など、様々な感染防止対策を講じた上でサービス提供に当たっている。

また、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成するサービス提供体制確保事業では、施設等が行う抗原検査キットやPCR検査による自費検査費用は対象外となっているが、予防的に行う場合や感染発生後の迅速な検査は感染拡大の防止には極めて重要であるため、対象経費に含めることが必要である。

令和3年度からの介護報酬改定では、業務継続計画（BCP）策定等の感染症対策が全事業所に義務付けられるとともに報酬が+0.7%の増となったものの、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価（基本報酬に0.1%上乘せ）は令和3年9月末で終了し、10月から12月までの感染防止対策について補助金により措置された。未だ収束が見込めない中、その都度補助金により時限的な措置ではなく、報酬による評価等の継続的な支援が必要である。

◆実現による効果

新型コロナウイルス感染症の影響により減収や追加で要する費用の発生により、経常収支が悪化する高齢・障害福祉施設等における事業の安定実施につながる。

感染症対策への評価を充実させることにより、新型コロナウイルス感染症をはじめ、今後、未知の感染症が発生した場合にも感染拡大防止を図ることができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局高齢福祉課、障害サービス課)

- (2) **新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した世帯が介護保険料や介護サービス利用料の自己負担分の支払いが困難になるのを防ぐため、保険者（市町村）が介護保険料やサービス利用料の減免を実施した場合には、国において減免額の全額を財政支援すること。**

◆現状・課題

無年金又は低年金者の場合、介護保険料や介護サービス利用料は、家族が支払っている場合があるが、その家族がコロナ禍による収入減少のため、支払いが困難になっている。こうした中で、保険者（市町村）が介護保険料や介護サービス利用料の減免を実施するためには、国からの財政支援が不可欠であり、介護保険料の減免に対しては令和3年度は全額の財政支援があったが、令和4年度の財政支援は減免額の一部に留まっており、また、利用料の減免には国の財政支援はない。

◆実現による効果

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した世帯の負担軽減や介護サービスの利用控えを防止することで、利用者が安心して介護サービスを利用できるようになるとともに、介護サービス事業者への支援及び保険者の介護保険財政の安定につながる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局高齢福祉課)

5 産業・労働

【提案内容】

提出先 内閣府、厚生労働省、経済産業省

これまで融資や補助金で事業を継続してきた中小企業に対し、業態転換の必要性など、今後の事業展開に向けた経営相談を広く実施していく必要があるため、相談員の増員など、相談体制の充実に対する支援策を継続的に講じること。

◆現状・課題

無利子融資などの資金繰り支援を受けた中小企業は、業績が回復しないまま融資の返済が始まると、事業の継続が困難となるため、返済に備え、「稼ぐ力」をつけることが求められる。

国は、令和3年度補正予算において、「事業環境変化対応型支援事業」として130.4億円を計上し、その中で、商工会・商工会議所への相談員の配置などによる相談窓口の体制強化を支援している。

ポストコロナ・アフターコロナ時代に向けて、商工会・商工会議所が、相談員の増員などにより、事業継続・新事業展開に取り組む中小企業に寄り添った相談体制を維持していく必要があるため、国の継続的な財政支援が不可欠である。

◆実現による効果

商工会・商工会議所等の様々な支援機関が連携して、多くの事業者からの相談にきめ細かく対応することで、中小企業の事業継続・新事業展開を後押しすることができる。

(神奈川県担当課：産業労働局中小企業支援課)

6 教育

【提案内容】

提出先 文部科学省

新型コロナウイルス感染症収束の見通しが立たないことから、児童・生徒の学びの保障に向けて、引き続き、学校における感染症対策の徹底や教育活動の充実に向けた取組に対する十分な財政措置を行うこと。

特に、ICTを活用した授業の実践に向けて、機器及び無線LAN環境の整備のため、必要な財政措置を行うこと。

◆現状・課題

新型コロナウイルス感染症に対応するため、学校においてはオンラインを活用した学習の実施や消毒作業を引き続き実施しており、まだ感染症の収束が見込めない中、そうした取組の実施に向けた継続的な支援が求められる。

また、本県の県立高等学校においては、BYODによる1人1台端末の環境を実現してきたが、多くの生徒が使用するスマートフォンは、画面の大きさなどの点で国の示す学習者用コンピュータの標準仕様を満たしていない。コロナ禍の影響でGIGAスクール構想が大きく進展したことや、令和4年度入学生から新学習指導要領が実施され、情報活用能力や問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力がより一層求められることも踏まえ、保護者負担を基本として1人1台端末を導入することとした。

今後、コロナ禍の状況にあっても、個別最適な学びと協働的な学びの充実に向けて、高校生の学びの環境の充実を図ることが重要であり、そのためにはICTを活用した授業の実践に向けた機器及び無線LAN環境の整備が必要である。

◆実現による効果

新型コロナウイルス感染症へ適切な対応を行いつつ、学校におけるICT機器の整備を進めオンラインを活用した学習の実施環境を整えることで、生徒の安全・安心と学びの保障の両立を図ることができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局私学振興課、教育局高校教育課)

2 生活困窮者対策の推進

1 総合的な生活困窮者対策の推進

【提案内容】

提出先 厚生労働省

- (1) コロナ禍の長期化による影響にきめ細かく対応するため、各自治体が行う生活困窮者自立支援事業の国庫補助率の引き上げや基準額の上限枠の見直しなど、十分な財政措置を講じること。

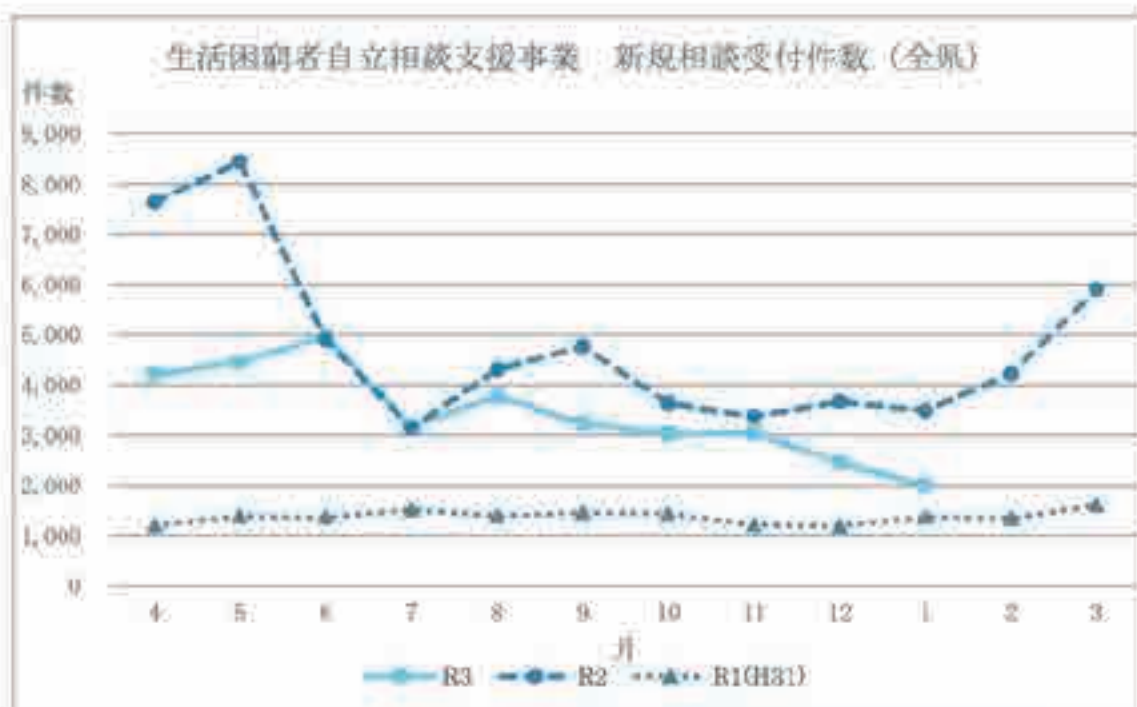
特に生活困窮者からの相談が急増している生活困窮者自立相談支援機関の相談員については、自治体の負担なく配置できるよう財政的支援を拡充すること。

◆現状・課題

新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年度に自立相談支援機関への相談件数や住居確保給付金の申請件数等が急増し、令和3年度も依然として高い水準である。しかし、自立支援事業の実施に係る自治体の財政負担が障壁となり、必ずしも相談・申請件数に見合った人員を措置できていない。

◆実現による効果

生活困窮者に対する相談支援体制が強化されることにより、個々の状況に応じたきめ細やかな相談支援が実現でき、生活困窮者の自立支援が促進される。



(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局生活支援課)

- (2) コロナ禍の長期化による「見えない困窮」を見える化するため、DX等を活用し、生活困窮者の実態を国が詳細に把握し、各自治体による効果的な取組を支援するとともに、相談業務の効率化を図るため、自治体におけるAIやチャットボット等の先端技術の導入を支援すること。

◆現状・課題

コロナ禍の長期化により、これまで生活に困った経験のない者等が生活困窮に陥り、表面上困窮状態にあることが見えにくく支援が届かないなど、「見えない困窮」が問題化している。「見えない困窮」を見える化し、支援を届けやすくするためには、コロナ禍における生活困窮者の実態を把握する必要がある。

これまで国や自治体では、生活困窮者の増加に対応するため、生活福祉資金特例貸付、住居確保給付金の対象者の拡大、生活困窮者自立支援金等の支給など、生活困窮者対策を講じてきた。

しかし、これらの支援が、支援を必要とするすべての人に届いているのか、検証されていない。「見えない困窮」状態にある者を含め、支援が必要な人に効果的に支援を提供するには、生活困窮者がどのような場所にいるか、また、その生活実態、支援制度や支援者との関わり状況等を把握する必要がある。また、自立相談支援機関では、新型コロナウイルス感染症の影響で相談件数が急増し、相談員は膨大な相談対応に追われ、本来目指すべき個々の状況に応じたきめ細やかな相談支援が困難となっている。

しかし、これらの相談の中には、同じような内容の問合せや、個々に相談員が対応しなくてもHP等を確認すれば解決するような問合せが少なくない。

◆実現による効果

AIやチャットボット等の活用により、相談業務が効率化され、相談員は、丁寧な対応が必要な相談に専念することができる。また、時間を問わず24時間の相談対応が可能となる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局生活援護課)

- (3) 行政機関や社会福祉協議会等による公助の取組だけでは支援に限りがあり、把握に限界のある若者世代をはじめとした「声を上げない、上げられない」困窮者を支援するためには、NPOや企業などの理解や協力が欠かせない。

そのため、本県では、SDGsを道しるべにした、様々な団体とのパートナーシップによる共助の取組を推進しており、国においても共助の取組を全国的に普及させること。

◆現状・課題

「見えない困窮」状態にある者は、ヤングケアラーのように困窮が日常化し、自覚がなかったり、支援を受けるのをためらったり、どこに相談すべきか分からないといった「声を上げない、上げられない」方が若者世代を中心に多くおり、行政機関や社会福祉協議会等による公助の取組では限界がある。本県では、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念に基づき、困窮者一人ひとりを丁寧に支援するNPOや、企業などと連携した共助の取組を推進しており、これが全国に波及するよう国として取り組むことが有効である。

◆実現による効果

全国的にNPOや企業などとの連携によるきめ細かい支援が可能となる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局生活援護課)

2 困難を抱える女性への支援

【提案内容】

提出先 内閣府、厚生労働省

- (1) 困難を抱える女性を適切に支援するための総合的な対策を推進するとともに、各自治体の対応に必要な事業費等に対する財政措置を行うこと。
また、困難を抱える女性の支援を行う民間団体の運営基盤の安定強化を支援するため、国の財政的補助の充実を図ること。
さらに、困難を抱える女性の支援を効果的に進めるために、全国的な調査研究を行い、自治体の事業実施に必要なデータを提供すること。

◆現状・課題

女性支援の根拠とされてきた売春防止法は、昭和31年の法制定以来抜本的な見直しが行われていない。これに対し、議員立法による新法が第208回国会で成立し、その法案には、これまでの婦人保護事業から大幅に支援対象を拡大し、新たな計画の策定を都道府県に義務付けるとともに、民間団体との連携や財政支援について規定することが盛り込まれている。

対象者の拡大に伴い、支援策の拡充をはじめ、支援に当たる人員やそれにかかる経費の増大も見込まれることから、必要な方に支援が行きわたるようにするための財政措置が必要である。

また、計画の策定に当たっては、効果的な支援策を検討、実施するための根拠となるデータの取得とその分析が欠かせないため、国が統一的な基準・指標を用いて全国的な調査を実施し、女性が置かれている現状や課題を詳細に分析した結果を自治体に提供することが求められる。

さらに、困難を抱える女性の支援を行う民間団体は、人件費や施設維持が自己負担になるなど財政的に厳しい状況にある。このような民間団体による取組を継続するためには、団体の運営基盤の安定強化を支援することが必要である。

◆実現による効果

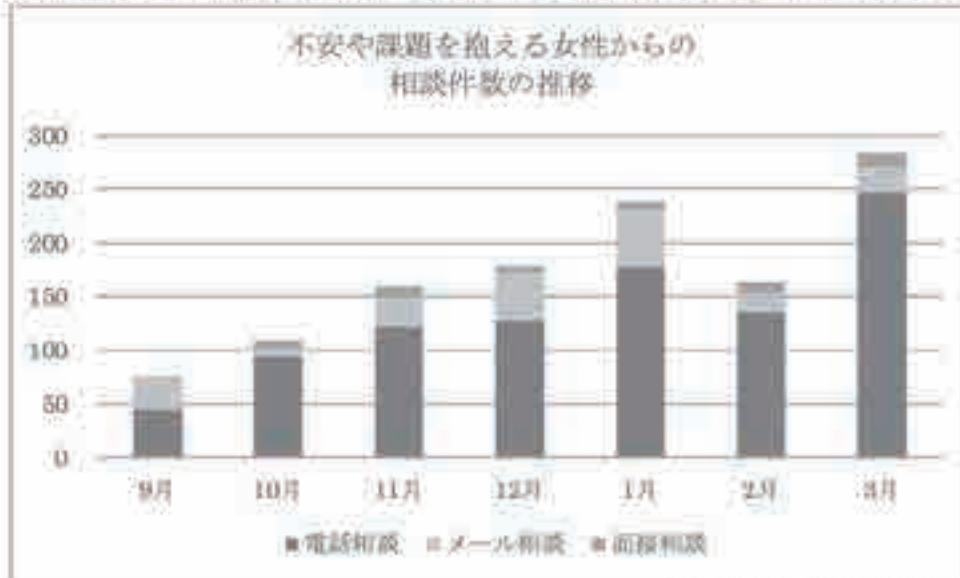
自治体の支援体制の整備や民間団体への財政的支援が充実することにより、困難を抱える女性への支援の充実が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室)

- (2) 地域女性活躍推進交付金において、「つながりサポート型」の事業を継続するとともに、各地方自治体の財源の有無によらず事業が実施できるよう、事業費全額を同交付金で措置すること。

◆現状・課題

本県では、同交付金を活用し令和3年8月から不安や課題を抱える女性のための相談支援事業を実施している。その相談件数は、以下のとおり事業開始以来増加して推移しており、継続して対応が必要な相談内容であることが多いため、継続して事業を実施する必要がある。



※令和4年3月末現在、相談件数は延べ件数

しかし、地域女性活躍推進交付金の「つながりサポート型」事業においては、令和5年度以降の事業継続の見通しは示されておらず、負担割合は国3/4、県1/4となっている。

また、令和4年度に同交付金を活用して実施する本県の「つながりサポート事業」においては、前年度に同様の事業を実施していたことのみをもって交付金内示額が減額され、他財源の充当を余儀なくされた。

◆実現による効果

国が事業費全額を地域女性活躍推進交付金により継続して措置することで、不安や課題を抱える女性の相談を受け付ける相談室における相談員の人員体制が拡充され、必要な支援の充実が図られる。

(神奈川県担当課・福祉子どもみらい局共生推進本部室)

3 ひきこもり支援の充実

【提案内容】

提出先 厚生労働省

ひきこもり支援を推進する体制構築のため、民間支援団体等への財政的支援の一層の拡充を図るとともに、補助対象経費に民間支援団体の職員の人件費等を含めるなど、柔軟な活用を可能とするよう改めること。

また、市町村へのひきこもり地域支援センター等立上げ支援に対し、都道府県の負担をなくし、国において十分な財政措置を講じること。

◆現状・課題

ひきこもり状態にある本人や家族等の支援については、市町村やNPO等の身近な地域における支援体制の充実や居場所づくりの拡充が欠かせない。一方、ひきこもり支援にあたるNPO等に対する財政的支援は脆弱で、活用できる助成金についても、人件費や利用者への現物給付にあてることができず、運営に支障を来している旨の報告を受けている。

また、市町村によるひきこもり地域支援センター等の立上げ時に、都道府県による予算措置が必要となるため、機動的に事業実施できる状況にない。

◆実現による効果

補助内容の拡充により、ひきこもりの当事者やその家族への支援の充実が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局青少年課)

Ⅱ 子どもたちへの支援の充実

3 安心して子どもを産み、育てることができる環境の整備

1 総合的な子ども・子育て施策の推進

【提案内容】

提出先 内閣府、厚生労働省

令和2年5月に閣議決定された「少子化社会対策大綱（第4次）」で目標に掲げた「希望出生率1.8」の実現に向け、財源の確保なども含め、大胆かつ実効性のある子ども・子育て支援策を早期に講じること。

◆現状・課題

平成27年に実施された国立社会保障・人口問題研究所の出生動向基本調査では、夫婦の理想子ども数と予定子ども数にギャップが生じており、社会的な要因により理想子ども数を実現できない状態にあることがわかっている。

考えられる社会的要因としては、「経済的に不安定な若者の増加」、「未婚化、晩婚化、核家族化、家族の小規模化」、「育児・教育コスト負担増」などが挙げられる。

更に、長引くコロナ禍で雇用不安や生活変容が起き、更なる家計の不安、育児の孤立、育児の不安などが生じている。

こうした逆風の中、「希望出生率1.8」を達成するには、早期かつ、大胆な子ども・子育て支援策が必須である。

夫婦の理想子ども数と予定子ども数の差

理想子ども数	2.32人
予定子ども数	2.01人
現存子ども数	1.68人（神奈川県2020年1.25人※）

※国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」2015年。9月合計出生数



社会の変化

終身雇用の終焉、非正規雇用者増加など、経済的に不安定な若者の増加

→ 将来に渡る経済的な不安の増大

未婚化、晩婚化、核家族化、家族の小規模化

→ 家庭や地域での子育て力の低下

育児・教育コスト負担増、仕事と子育ての両立の負担感等

→ 夫婦の育児意欲の低下

さらに

長引くコロナ禍

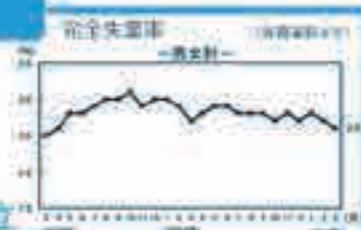
令和2年4月7日緊急事態宣言・・・丸2年が経過

雇用不安（失業率の高止まり、非正規労働者の不安）

→ さらなる家計の不安

生活変容（新しい生活様式、テレワーク等）

→ 人との交流機会の減少、成婚率の低下、育児の孤立



◆実現による効果

男女がお互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により、希望する時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する人数の子どもを持つ社会が実現する。

（神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課）

2 保育所等への支援

【提案内容】

提出先 厚生労働省

保育所・放課後児童クラブ等の就業者の子どもを預かる施設に対して、感染予防対策を講じるための人件費等について全額国庫負担とするなど十分な支援を行うこと。

また、保育所・放課後児童クラブ等の開所継続にあたり、急施を要し、かつ入手困難な物品等（抗原検査キットなど）を各自治体が独自に調達する必要が生じた際には、その経費に対し十分な財源措置を行うこと。

◆現状・課題

保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援において、職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金などが補助メニューとされ、費用の1/2または1/3については、地方創生臨時交付金の対象になっているものの、全額国庫負担となっておらず、県負担が生じている。

また、医療従事者を始めとするエッセンシャルワーカーが必要とする保育を確保するため、本県では、保育所の臨時休園の対応について、濃厚接触者の特定は行わないという方針を打ち出したが、この方針に対し、保育所・認定こども園等からは施設内で感染が広がるのではないかなどの声もあがっている。

◆実現による効果

社会生活を維持する上で必要となる保育所・放課後児童クラブ等における感染症対策が更に充実するとともに、保育現場の負担軽減が図られる。

また、保育所・放課後児童クラブ等が、安心して子どもたちを受け入れられる環境を整えることができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課)

3 待機児童対策の一層の推進

【提案内容】

提出先 内閣府、文部科学省、厚生労働省

- (1) 子ども・子育て支援新制度において、子育て支援の充実のため必要とされる1兆円超の財源のうち、財源措置の方針が示されていない0.3兆円超の財源についても早急に確保し、本来、新制度が目指すべき質の向上を図ること。

◆現状・課題

子ども・子育て支援新制度において、国の令和4年度当初予算では、必要とされる財源1兆円超のうち、消費税増税分以外で財源措置するとしている0.3兆円超の財源については、一時預かり事業の充実など、一部の項目が措置されている。

◆実現による効果

0.3兆円超の財源確保により、1歳児の職員配置や4、5歳児の職員配置の改善等が実施される。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課)

- (2) 子ども・子育て支援新制度が目指す待機児童ゼロを実現し、子育てしやすい環境を整えるため、保育所整備にかかる補助率のかさ上げを継続するとともに、医療的ケア児の受入対応など多様な保育ニーズに対応する受け皿づくりに対する地方への財政的支援を充実強化すること。

◆現状・課題

本県における保育所等利用待機児童数は令和3年4月1日時点で306人であり、また、いわゆる潜在的待機児童数は7,381人に上り、幼児教育無償化に伴う保育ニーズの増加も予想されることから、今後も継続した保育の受け皿の整備が求められている。保育所等の整備に関する補助率のかさ上げ(1/2→2/3)を継続するとともに、医療的ケア児の受入に係る助言指導や保育士等の技術研修受講にかかる費用に関する補助制度の創設など、多様な保育ニーズに対応する受け皿づくりに継続して取り組む必要がある。

◆実現による効果

保育所等の整備に関する地方への財政的支援の拡充により、保育ニーズの受け皿の整備が一層進む。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課)

- (3) 今後ますます増加する保育需要に応えるためには、保育士の離職防止や就業促進をより一層図る必要があることから、保育士の処遇について、他の職種との給与水準を踏まえた改善を図ること。

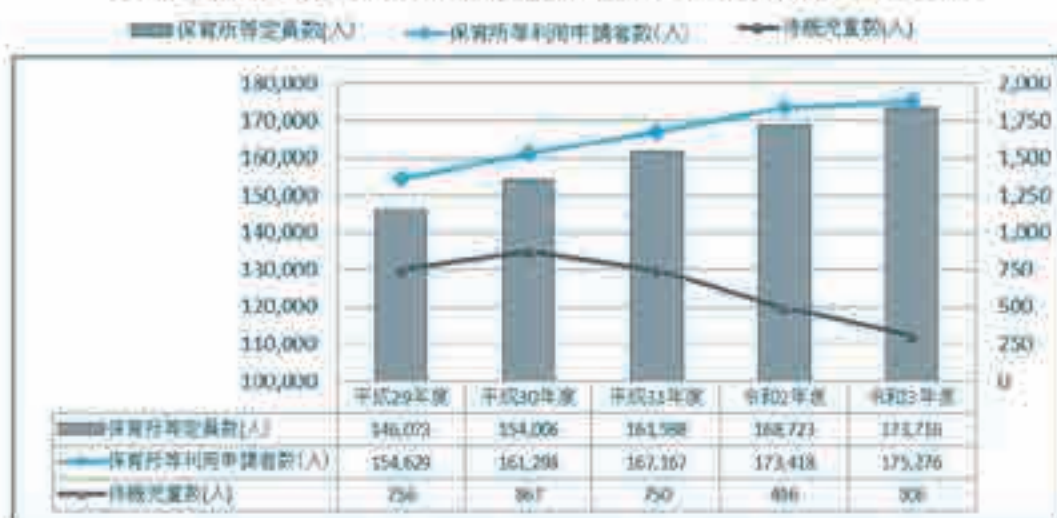
◆現状・課題

保育士の処遇については、平成29年度に、一定の知識・経験を有する者への月額4万円の追加的処遇改善が図られたほか、令和4年2月から、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置が実施されることとなった。しかし、保育士の賃金は、全職種の平均と比較して月額8万円程度低額となっており、保育士の確保のためには、保育士の給与水準の更なる改善が必要である。

◆実現による効果

保育士の給与水準が全職種平均まで改善されることにより、保育士への就業希望者が増え、保育士不足の解消が進む。

【本県の保育所等定員数、保育所等利用申請者数及び待機児童数の推移】



※ 数値は各年度4月1日時点のもの。(厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」(R29～R3)を基に作成)

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課)

4 子どもの医療費助成制度の創設

【提案内容】

提出先 厚生労働省

国、都道府県、市区町村が一体となって子どもへの支援ができるよう、国の責任において窓口での医療費負担がなく医療が受けられる全国一律の子どもの医療費助成制度を創設すること。

◆現状・課題

子どもの医療費助成制度は、子どもの健全な育成支援、保健対策の充実、保護者の経済負担の軽減等、子育て支援の観点から、地方単独事業として、全市区町村において実施され、全ての都道府県が財政支援をしており、子どもが安心して医療を受診できるよう大きな役割を果たしている。

特にコロナ禍の長期化により困窮する世帯に対しては、市区町村において実施している医療費助成制度の拡充など、経済的な支援の必要性や重要性がますます大きくなっている。

国においては、子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、令和5年4月から「こども家庭庁」を設置することとし、子どもに関する施策の充実を図っているところである。

子どもの医療費助成制度は、子育てをしていく上で重要な役割を担っているが、地方自治体が独自に事業を実施しているため、対象となる子どもの年齢や一部負担金の額、所得制限の有無など、自治体の財政力などにより制度が異なっている。

そのため、未来を担う子どもを安心して産み育てられるよう、全国どこに住んでも同じ制度の下に医療を受けられる子どもの医療費助成制度が必要である。

◆実現による効果

全国統一の制度となることにより、地域間の格差が解消される。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局子ども家庭課)

5 大学等での学びの推進

【提案内容】

提出先 文部科学省

家庭の経済状況にかかわらず、大学等での学びを継続したい若者を支援するため、多子世帯への支援の充実も含め、補助の対象となる世帯の拡充、一人当たりの補助額の増額など、高等教育の修学支援新制度を拡充すること。

◆現状・課題

高等教育の修学支援新制度は、大学等での学びを継続したい若者を支援するため、住民税非課税世帯などの学生を対象に、授業料の減免や返済不要の奨学金を給付しているところであるが、世帯の年収に応じた補助額が十分でなく、特に多子世帯は、一時的に教育費負担が増大することにより、家計への教育負担が重くなるため、支援の充実が求められている。

意欲と能力のある若者が、家庭の経済状況により修学を諦めてしまうことがないよう、真に支援が必要な家庭に十分な支援を届けるためには、多子世帯への支援の充実も含め、補助の対象となる世帯の拡充、一人当たりの補助額の増額など、制度を拡充する必要がある。

◆実現による効果

高等教育の修学支援新制度を拡充することにより、家計が厳しい状況でも、修学を諦めることなく大学等で学ぶことができる環境が整備され、若者の自立支援の強化につながる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局私学振興課)

4 子どもを守るセーフティネットの整備

1 児童虐待防止対策の推進

【提案内容】

提出先 厚生労働省

- (1) 児童相談所の児童福祉司、児童心理司、保健師、弁護士、医師等の配置について、国の責任において、十分な確保・育成対策並びに財政措置を講じること。

◆現状・課題

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事案も後を絶たないなど、深刻な社会問題となっている。

そのため、国においては、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）を決定するとともに、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）を策定し、児童相談所の体制や専門性の強化等に取り組むこととした。

さらに、令和元年6月には児童福祉法の改正等により、児童福祉司の配置基準に加え、児童心理司の配置基準が法定化された。このほか、弁護士の配置や、医師・保健師の配置の義務化など、児童相談所の体制強化等を図るための方策が決められた。

本県では、これまで、児童福祉司や児童心理司等の確保や職員の専門性の向上に取り組んできたが、特に虐待相談対応件数も多く、これらの職員の確保・育成が非常に困難であり、国からの財政的支援や枠組みの構築が必要である。

◆実現による効果

児童相談所の体制及び専門性の強化が図られることにより、児童虐待発生時の迅速・的確な対応等を確保するとともに、市町村への支援の強化が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局子ども家庭課)

- (2) 要保護児童の一時保護先の確保のため、児童養護施設等における一時保護専用施設の設置促進、及び入所児童の生活・学習支援等の改善が図られるよう、一時保護実施特別加算費の充実を図ること。

◆現状・課題

本県においても、児童虐待相談対応件数に比例し、児童相談所の一時保護所の入所率も恒常的に高い状態が続いている。

そのため、「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制整備について」（雇児発 0905 第2号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により示された、「児童養護施設等において、本体施設の定員とは別に小規模なグループケアによる一時保護を実施する」方針は、大変有効な取組であると受け止めている。

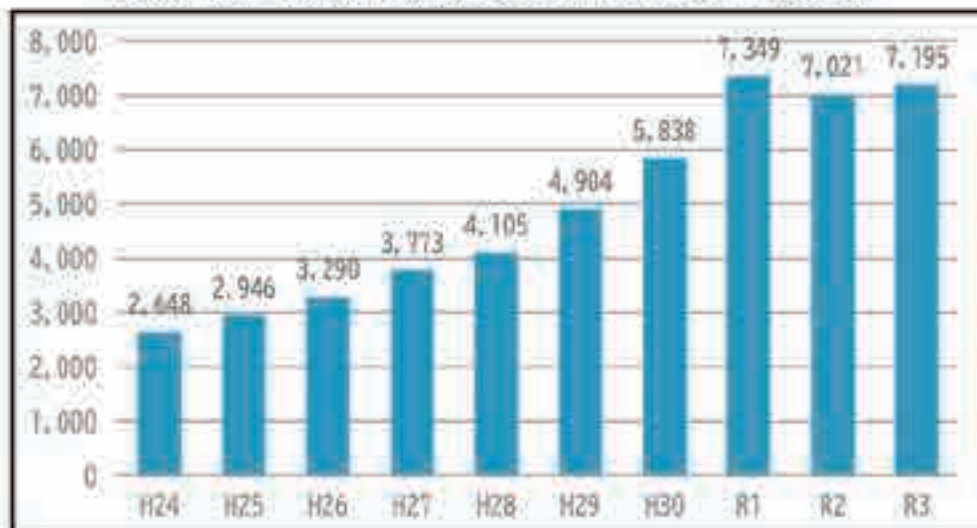
しかし、実施主体となる児童養護施設等を運営する社会福祉法人からは、「一時保護実施特別加算費実施要綱」で規定される専任職員の配置基準や各加算費保護単価では、当該事業の運営は厳しいとの見通しがあり、実施につながっていない状況である。

このことから、一時保護専用施設において安定的な一時保護の受入が可能となるよう、各加算費保護単価の充実を図る必要がある。

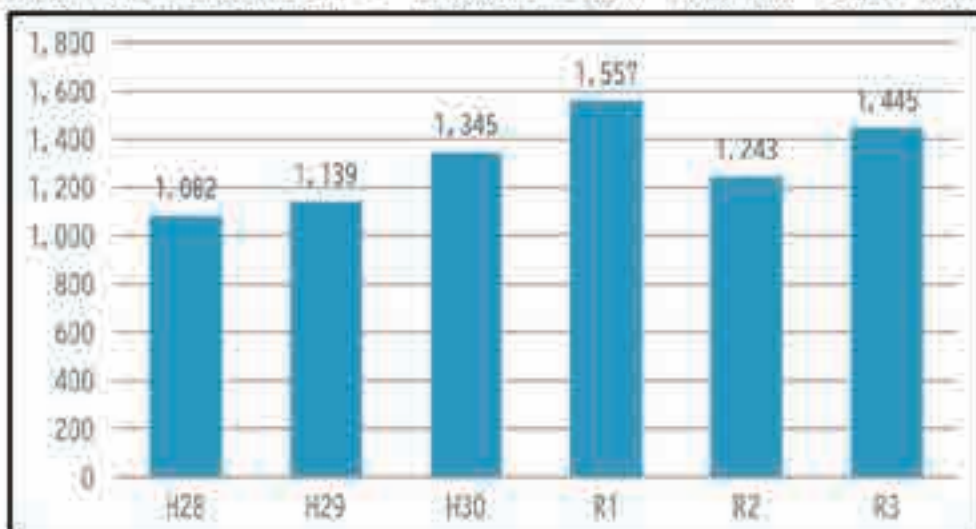
◆実現による効果

一時保護受入体制が整備されることにより、保護が必要な事案に対し、迅速・的確な一時保護対応が可能となり、要保護児童の安全の確保と権利擁護が図られる。

本県所管児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移



本県所管児童相談所における一時保護児童総数（一時保護所・委託）の推移



(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局子ども家庭課)

2 子どもの貧困対策の推進

【提案内容】

提出先 内閣府、文部科学省、厚生労働省

子どもの貧困対策については、教育や生活の安定に資するための各支援施策において、総合的な対策を強力に推進するとともに、社会全体で子どもの貧困対策に取り組む機運の醸成に、国を挙げて取り組むこと。

また、子どもの貧困の潜在化などを踏まえ、地域で子どもの居場所づくり（子ども食堂等）を行う団体等への支援を強化するため、団体間のネットワークづくりに対し、市町村のニーズに寄り添うきめ細かな支援となるよう充実を図ること。

◆現状・課題

子どもを取り巻く環境は厳しく、2019年国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、およそ7人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分以下で暮らす貧困の状態にあるとされている。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、社会の脆弱性が浮き彫りになり、特に弱い立場にある子どもたちへの支援を強化する必要がある。

貧困などの困難な環境にある子どもに対して、実効性のある支援を行き渡らせるためには、その背景にある様々な社会的要因を踏まえ、教育などの各支援施策において総合的な対策を推進し、社会全体で子どもの貧困対策に取り組むことが不可欠である。

また、コロナ禍で子どもの貧困が潜在化していることから、地域で子どもやその保護者に対して支援を行う団体等（子ども食堂等）が継続的に活動できるよう支援を強化する必要がある。

◆実現による効果

子どもの貧困対策の推進により、現在から将来にわたり、すべての子どもたちが夢や希望を持つ社会の実現につながる。

区 分	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年
子どもの貧困率 (前回との比較)	13.7% (△0.4)	14.2% (+0.5)	15.7% (+1.5)	16.3% (+0.6)	13.9% (△2.4)	13.5% (△0.4)
						14.0%※

※OECDにて改定された新基準値

(厚生労働省「令和元年(2019年)国民生活基礎調査」より作成)

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課)

3 社会的養育経験者（ケアリーパー）の自立支援の推進

【提案内容】

提出先 厚生労働省

社会的養育経験者（ケアリーパー）に対する自立支援を強化するため、入居による生活・就業支援を行う自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）の措置費基準を改善すること。

◆現状・課題

自立援助ホームの職員配置は、入居定員が6人以下の場合、「指導員を3人以上配置する。ただし、指導員を2人以上配置している場合には、残りを補助員をもって代えることができる」との「児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）実施要綱」（厚労省児童家庭局・平成29年3月31日一部改正）により、職員配置割合は（6：2.5）となる。

一方で、同じ定員規模である地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアでは、設置運営要綱上では自立援助ホームと同じ（6：2.5）の職員配置であるが、「児童養護施設の小規模かつ地域分散化加算」により、入居定員6人の場合、「児童指導員又は保育士を最大3名加配する」とされており、職員配置割合は（6：5.5）となり、自立援助ホームよりも安定的な運営が可能な状態となっている。

児童年齢を超えた社会的養護経験者に対する自立支援については、児童福祉法等の改正も議論されており、社会的に必要性が高まっている一方、その支援の担い手である自立援助ホームの現状の職員配置基準では、週に複数回の宿直が必要になるなど、労働基準法で定める基準にも適合しない状況である。

【職員配置割合の比較】

地域小規模児童養護施設 分園型小規模グループケア	自立援助ホーム
6 : 5.5	6 : 2.5
入居者6名定員の場合、小規模かつ地域分散化加算を付加した職員配置5.5人	入居者6名定員の場合、職員配置2.5人

◆実現による効果

自立援助ホームの措置費基準が改善することにより、設置数が増加し、支援対象者の年齢要件の弾力化（年齢制限の撤廃）に対応した支援体制が構築できる。

（神奈川県担当課：福祉子どもみらい局子ども家庭課）

4 ケアラー・ヤングケアラーへの支援

【提案内容】

提出先 文部科学省、厚生労働省

法令上にケアラー・ヤングケアラーが支援の対象であることを明確化するとともに、国・都道府県・市区町村の役割分担についても明らかにすること。

また、ケアラー・ヤングケアラーの支援に向け、福祉・介護・医療・教育との連携や、声を上げやすい環境づくりを行うとともに、財政的支援を拡充すること。

◆現状・課題

ケアラーとは、一般的に「こころや身体に不調のある人の介護、看護、療育、世話、気づかいなど、ケアに必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人」とされている。

ケアラーは、18歳未満のヤングケアラー、18歳以上の若者、育児と介護などのダブルケアを担っている人、老々介護をしている人など、全世代にわたって存在している。

ケアラー・ヤングケアラーに必要な支援は、年齢や属性により、福祉分野のほか、教育や労働など多様な分野にわたっており、困難を抱える全世代のケアラーを切れ目なく支援していくことが重要である。しかし、ケアラー・ヤングケアラーは、自発的に声を上げにくく、各種支援制度のはさまに陥りがちであり、今般のコロナ禍により支援の必要性は高まっているにも関わらず、必要な支援が受けられない状況も懸念される。

ヤングケアラーについて、国は、実態に関する調査を行い、中高生の約20人に1人がヤングケアラーと思われ、宿題をする時間や勉強する時間が取れないなど、子どもの生活や進路等に影響があるなどの結果を踏まえ、ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームを立ち上げ、また、令和3年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」（骨太の方針）にも、ヤングケアラーへの支援が初めて明記されたところである。

県では、ケアラー支援庁内連絡会議を設置し、福祉や教育などの関係部署が、課題を共有し、連携して当事者が声を上げやすい環境づくり等に取り組んでいる。令和4年度から新たに、ケアラー・ヤングケアラーが相談しやすいよう、気軽に協力を相談でき、SOSを発信できる、SNSや電話での専用相談窓口を設置するとともに、福祉や教育などの関係機関をコーディネートし、適切な支援につなげられるようケアラー支援専門員を配置するなど、早期発見・早期対応の取組を強化している。さらに、NPOや民間企業と連携した共助の取組により、ケアラー・ヤングケアラーを支援していくこととしている。

また、国では、ヤングケアラーへの支援について、令和4年度から3年間を「集中取組期間」とし、地方自治体による先進的な取組などを支援するとした。しかし、「ヤングケアラー支援体制構築モデル事業」では、令和4年度予算概算要求の段階では国10/10補助のところ、最終的には2/3になったことで、実施を検討していた事業が実施できないなど、補助率低下の影響は大きいことから、財政的支援を拡充する必要がある。

◆実現による効果

ケアラーが支援の対象であることが明確化され、国・都道府県・市区町村の役割分担が法令上で整理されることにより、それぞれの支援の取組に根拠ができ、各支援機関がより支援に取

り組みやすくなることで、制度や分野を横断してケアラー・ヤングケアラーにとって必要な支援が行えるようになる。

また、国が広く積極的に周知啓発することなどにより、ケアラー・ヤングケアラーが声を上げやすい環境づくりが期待できる。

さらに、ケアラー・ヤングケアラーへの支援に対する財政的支援を拡充することで、都道府県及び市区町村の積極的な事業展開を期待できる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局高齢福祉課、子ども家庭課)

5 医療的ケア児への支援の充実強化

【提案内容】

提出先 厚生労働省

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第14条第1項により都道府県が設置できるとされた医療的ケア児支援センターについて、医療的ケア児等がその居住する地域にかかわらず、等しく適切な支援が受けられるようにするため、充実強化を図るとともに、十分な財政支援を行うこと。

また、医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な支援を受けられるようにするため、学校に配置する看護師を確保できるよう十分な財政支援を行うとともに、特別支援学校に在籍する医療的ケア児がスクールバスに乗車する際に、看護師だけでなく、救急救命士等で喀痰吸引等の認定特定行為業務従事者の資格のある者が医療的ケアを実施できるようにすること。

◆現状・課題

- (1) 医療的ケア児が増加するなか、医療的ケア児を在宅等で支える医療人材をはじめとする医療資源は依然として不足しており、家庭での生活、通学及び学校での活動等における医療的ケアが、保護者の大きな負担となっている。国においては、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を施行し、医療的ケア児の生活を社会全体で支えることを、その基本理念としたところであるが、保護者の負担軽減等に向け、一層の取組を進める必要がある。
- (2) 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」第14条第1項で規定される医療的ケア児支援センターの業務については、医療的ケア児を社会全体で支え、医療的ケア児等がその居住する地域にかかわらず、等しく適切な支援が受けられるようにしていくとの方向性が示されたものであり、各地域における社会的資源の把握や、課題等についての情報交換、地域のコーディネーターが行う相談・助言等の支援など、各地域において実施される医療的ケア児に対する支援との連携強化が重要となる。
- (3) 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」第10条第2項では、医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするための看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとされている。学校に在籍する医療的ケア児への対応にあたっては、看護師が、機器の管理や医療的ケアの実施など、実働を担っていることから、看護師の適切な人数を確保することが重要であり、そのための十分な措置が必要である。また、通学における保護者の付添いの解消に向けて、看護師以外にも、救急救命士等で喀痰吸引等の認定特定行為業務従事者の資格のある者がスクールバスに同乗しての見守りを可能にする必要がある。

◆実現による効果

医療的ケア児支援センターについて、地域の実情に応じた柔軟な運営や人員の配置など、その体制の拡充や機能の強化が図られることで、医療的ケア児とその家族が、居住する地域にかかわらず、等しく適切な支援を受けられるようになり、ライフステージに応じた切れ目のない支援が実現する。

また、看護師の適切な人数を確保することにより、医療的ケア児が、保護者の付添いがなくとも、適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようになるとともに、通学において、救急救命士等で喀痰吸引等の認定特定行為業務従事者の資格のある者がスクールバスに同乗しての見守りが可能となることで、保護者の付添いの解消が一層図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局障害福祉課、教育局特別支援教育課)

III 地方税財政制度

5 地方税財政制度の改革

1 地方の仕事量に見合った安定的な税財源の確保

【提案内容】

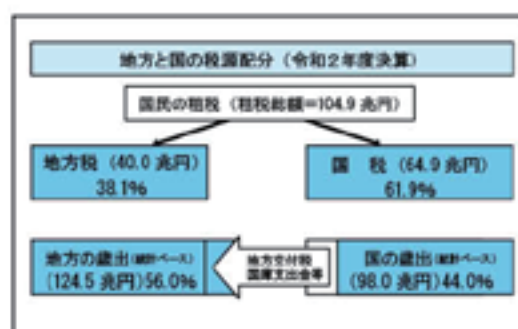
提出先 内閣府、総務省、財務省

地方の仕事量に見合った安定的な税財源を確保すること。そのために、消費税と地方消費税の配分の見直しや、所得税から住民税への一層の税源移譲、法人事業税における外形標準課税の拡充などにより、**税収の安定性が高く、地方自治体間の偏在が少ない地方税財源の充実強化を図ること。**

◆現状・課題

地方と国の歳出規模（地方6：国4）と税収（地方4：国6）にはギャップがあり、地方の仕事量に見合った税源が確保されていない。

また、令和2年度には新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、税収が大幅に減少したことを踏まえれば、景気の影響に左右されにくい安定的な税収構造の構築が必要である。



総務省「国と地方の税源配分の見直し」を基に作成

◆実現による効果

税収の安定性が高く、地方自治体間の偏在が少ない地方税財源の充実強化を図ることにより、地方自治体が、景気の低迷など様々な状況の変化にも的確に対応することや、地域の実情に即した施策を自主的・自立的に行うことが可能となる。

（神奈川県担当課：総務局税制企画課）

2 地方一般財源総額の確保・充実

【提案内容】

提出先 内閣府、総務省、財務省

新型コロナウイルス感染症の感染状況が見通せない中、地方の実情に沿った行政サービスを、地方が責任をもって十分に担えるよう、地方財政計画に的確に反映し、**安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すること。**

特に、地方の固有財源である地方交付税については、法定率の引上げを含む更なる見直しにより、総額を確保すること。

◆現状・課題

近年、国の予算総額は社会保障関係費の増などにより増加傾向にあるが、一方、地方財政計画の歳出総額はほとんど増加しておらず、地方は増加する社会保障関係費の財源を給与関係経費や投資的経費の削減により捻出している。そのため、地方財政計画に地方の財政需要を的確に積み上げ、地方一般財源総額を確保するだけでなく、充実させる必要がある。

◆実現による効果

地方一般財源総額の確保・充実により、地方自治体は安定的な財政運営を行うことができる。

（神奈川県担当課：総務局財政課）

3 臨時財政対策債の廃止・縮減

【提案内容】

提出先 内閣府、総務省、財務省

臨時財政対策債は、地方交付税の代替措置とされているが、地方自治体の財政の硬直化につながる公債費増大の最大の要因となっていることから、期限である令和4年度をもって廃止し、本来の姿である地方交付税に還元すること。なお、令和4年度で廃止することが困難な場合であっても、期限も含め、廃止までの工程を明らかにすること。

また、それまでの間、財政力の高い団体に対し、多く配分されている算定方法の更なる見直しを行うこと。

さらに、既往の臨時財政対策債の元利償還金について、償還財源を確実に別枠として確保すること。

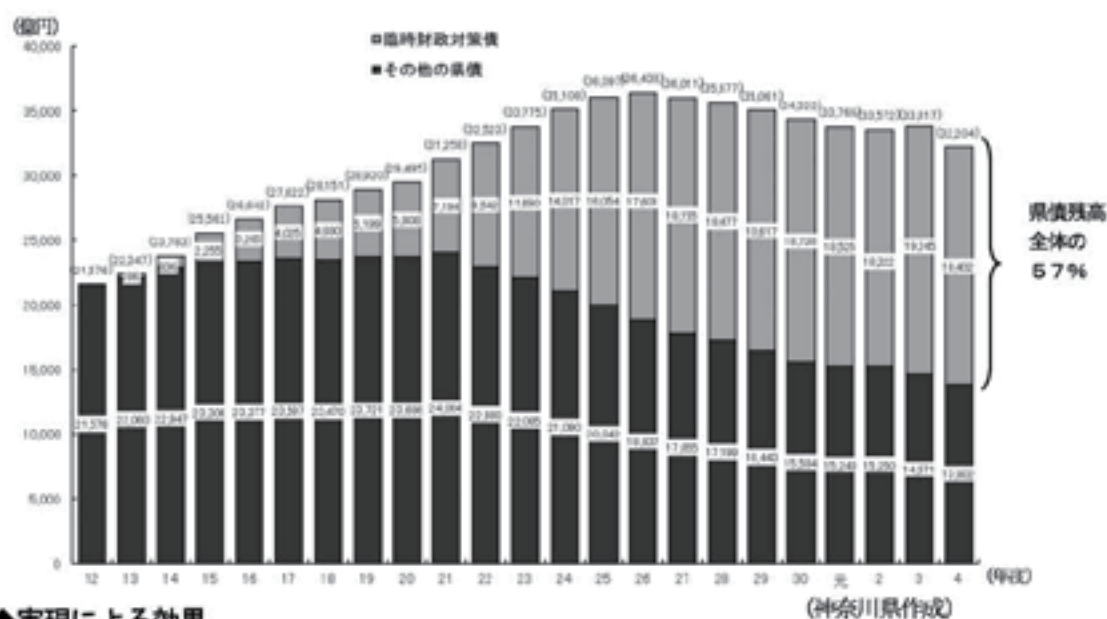
◆現状・課題

本県では臨時財政対策債を除く県債残高は、長年の発行抑制の取組から減少を続けている。一方で臨時財政対策債については、臨時財政対策債償還基金費を活用することで、令和4年度は減少に転じる見込みだが、過去の発行の影響が大きく、引き続き県債残高の半分以上を占め、財政の硬直化をまねいている。

また、臨時財政対策債は、財政力指数の高い団体に多く配分[※]されている。加えて、政令市を抱える団体の場合、県費負担教職員制度の見直し後、財政規模に対する残高の割合が高まっている。さらに、地方財政計画では既往の臨時財政対策債の元利償還金については新たな臨時財政対策債の発行により行っていることから、償還財源を確実に別枠で財源措置を講じる必要がある。

【県債年度末残高の推移（本県）】

※本県令和4年度当初予算における本来地方交付税で措置される額に対する臨時財政対策債の割合：40%



◆実現による効果

臨時財政対策債の廃止や算定方法の見直しにより、臨時財政対策債の新規発行が抑制され、県債残高の減少及び公債費負担の軽減が図られる。

(神奈川県担当課：総務局財政課)

4 地方税減収等への対応（減収補填措置の拡充）

【提案内容】

提出先 内閣府、総務省、財務省

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ウクライナ情勢や原油の価格高騰等、世界経済の動向も不透明であり、今後、経済の下振れリスクやそれに伴う地方の税財源の大幅な減少も懸念されるため、国においては、地方の行財政運営に支障が生じないように、地方税の減収等に対して確実に減収補填措置を講じること。

◆現状・課題

新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響等による地方税等の大幅な減収が懸念されるため、想定以上の税収減が生じた場合には、確実な減収補填措置が必要である。

◆実現による効果

想定以上の減収が生じた場合、確実に補填措置が講じられることで、地方財政の安定的な運営が図られる。

(神奈川県担当課：総務局財政課)

IV DXの推進

6 自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

1 行政手続のオンライン化・簡素化の促進

【提案内容】

提出先 デジタル庁、総務省

- (1) 県民生活で必要となる様々な手続を、デジタルを活用して簡便に対処できるよう、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」でも例示されている「引越しワンストップサービス」など民間手続を含めた手続のワンストップ化、ワンズオンリー化などの取組を早期に進めること。
- (2) 行政手続に際し、書面での原本添付が不要となるよう各種証明情報等を国・地方自治体相互に活用可能な形でデジタル化を進めるとともに、オンライン化を推進する上で障害要因となっている現行法の規定を速やかに改正すること。
- (3) 法により限定列挙されているマイナンバーの利用範囲について、国民の理解を得た上で厳重なセキュリティ確保による個人情報の保護を図りつつ、更なる住民サービスの提供や民間サービス等との連携が進むよう拡大を図ること。
- (4) 行政手続のオンライン化促進の障壁となっている本人確認の手法として、マイナンバーカードに付与された電子署名を活用することにより、非常に高い信用度でオンラインによる確認ができることから、マイナンバーカードを早急に普及させること。

◆現状・課題

デジタル庁では令和3年12月に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を定め、行政手続の簡素化・オンライン化やワンストップ・プッシュ型のサービスの実現などのデジタル化を推進すること、地方公共団体の職員の業務時間やコスト削減を図るための地方公共団体共同型の課題解決をデジタルの活用により実現すること等、地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの実現に向けた取組を推進することとしている。

県でも全ての行政手続を対象にオンライン化の取組を進めており、特に年間取扱件数が1,000件以上の手続について優先的にオンライン化を進めているところだが、登記情報や各種国家資格証明等のデジタル化など国の対応がなければ実現できないものがある。

また、そもそも添付書類を不要にするなどの簡素化を進めるためには、マイナンバーの利用拡大を含め、国や地方自治体相互の情報連携が必要である。

◆実現による効果

地方自治体の取組の中では対処できず、障害要因となっている課題が解消されることにより、地方自治体における行政手続のオンライン化、簡素化の取組を促進することができる。

(神奈川県担当課：総務局デジタル戦略本部室)

2 地方自治体におけるデジタル人材の確保・育成

【提案内容】

提出先 デジタル庁、総務省

ICTやデータなどの専門知識を有し、デジタル技術を活用した地域課題の解決や新たな価値の創出、システムの運用、連携など、地方自治体におけるDXを推進するデジタル人材の確保・育成が急務となっていることから、次のとおり各地方自治体を支援するための取組を早急に行うこと。

- (1) 地方自治体におけるデジタル人材に求められる専門的能力や中長期的な育成に係るガイドライン等を示すこと。
- (2) 国において、高度な知識を有している外部のデジタル人材の掘り起しを速やかに行い、データベースを構築し、各地方自治体へ提供すること。
- (3) 各地方自治体において行っている内部のデジタル人材の育成に向けた取組に対し財政支援を行うとともに、地方自治体職員を対象として提供されている研修プログラムを充実・強化すること。

◆現状・課題

デジタル社会の実現に向けてデジタル化に早急に取り組むことが求められており、地方自治体でも地域における課題を解決し、県民サービスの質を向上するとともに、業務の効率化にデジタルを積極的に活用していくことに取り組んでいる。

しかし、ICTの急速な進展によりデジタル分野に関する専門的な知識やスキルを持った人材を確保していくことが難しい状況であり、外部専門人材を登用する場面でも人材情報をなかなか得ることができず、対応に苦慮しているところである。

また、地方自治体内部でもデジタル関係業務に従事する職員の専門性やスキルを向上するとともに、職員全般についても積極的にデジタルを活用していくための意識の醸成や基本的な知識の習得など人材育成が必要となっており、それぞれに対応できる学習機会が必要となっている。

◆実現による効果

デジタル人材の専門能力の考え方や中長期的な育成に係るガイドラインなどを共有することにより、各地方自治体が同様のレベル想定の下、計画的かつ効率的に人材育成を実施することができる。

また、組織内の人材育成を進めるとともに、更に高度かつ専門的知識等を必要とする課題への対応には外部専門人材の登用が必要であり、外部専門人材の掘り起しは地方自治体による個別対応が難しいことから、国においてデータベースを構築し、各地方自治体へ提供することは必要かつ有効な手段である。

さらに、データ利活用やICT関係の学習機会は民間の事業者が提供しているが、自治体職員を対象としたカリキュラムは多くないため、国において自治体職員を対象とした学習機会の提供や人材育成に対する支援を行うことにより、地方自治体におけるDXの取組を促進することができる。

(神奈川県担当課：総務局デジタル戦略本部室)

3 市町村とのデータ統合連携基盤整備に向けた支援

【提案内容】

提出先 内閣府、デジタル庁

- (1) 市町村と共同で利用するデータ統合連携基盤の整備については、今後、データ統合連携基盤と県や市町村の既存システムを順次連携させることで、地域の様々な課題の解決が可能となることから、当初の立ち上げに要する経費だけでなく、データ統合連携基盤の運用や連携する既存システムの改修経費も含めた必要経費について、柔軟に継続的な財政支援を行うこと。
- (2) 国において進めている、公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データであるベースレジストリの整備を早期に進めるとともに、地方自治体がベースレジストリを利活用できるよう仕組みづくりと財政支援を行うこと。

◆現状・課題

新型コロナウイルス感染症対策を進める中で、更なるデータ利活用や、県と市町村の垣根を越えたデータ連携によるDXの推進が課題となった。

本県では、令和3年12月に策定した「かながわICT・データ利活用推進戦略」に「幅広いデータの利活用」と「市町村支援・連携」を位置付け、市町村と県が共同で利用できる、データ統合連携基盤を整備することとした。

現在、県と市町村等で構成する検討会を立ち上げ、基盤を活用した実証実験に向けて、まずは防災分野から始めるべく、市町村と検討も進めている。

データ統合連携基盤の活用は、デジタル田園都市国家構想推進交付金において、事業の立ち上げに必要なハード/ソフト経費を支援することとされているが、基盤の運用経費や既存システムの改修費用等も含めて、事業内容の拡大に応じた柔軟で継続的な支援が必要である。

また、県や市町村が保有しているデータだけでなく、国も含めた幅広いデータを統合・連携していくためには、国が整備を進めるベースレジストリのデータの利活用が不可欠である。

◆実現による効果

市町村と共同でデータ統合連携基盤を整備し、DXを推進することで、リソースを共有しながら地域の様々な課題の解決が可能になることが見込まれる。

(神奈川県担当課：総務局デジタル戦略本部室)

4 防災におけるDXの推進

【提案内容】

提出先 内閣府、デジタル庁、消防庁、文部科学省

AIを始めとしたデジタル技術の進展が著しい中、防災における先端技術の活用は、防災体制の強化を図る上で必須の課題であることから、次のとおり、国として課題解決に向けた取組を行うこと。

- (1) 全国統一の防災情報システムの構築に向け、国は、検討状況などを積極的に情報提供するとともに、地方自治体のシステムの現状・取組を把握しながら段階的に取り組むこと。
- (2) また、システム構築に当たっては、都道府県間のみならず、災害対応に係る市町村や消防、警察、自衛隊等の機関の情報収集・共有が図れるように標準化すること。
- (3) 都道府県や市町村では、AIを始めとしたデジタル技術を避難対策等に活用する試行的な取組が進められているが、災害対応のためのシステムの高度化についても標準化ができるよう制作指針を示すなど、全国統一のシステム構築に努めること。
- (4) 整備・運用に要する費用は、国において財政措置を行うとともに、地方自治体独自の取組に配慮し、開発・社会実装を進めること。
- (5) 内閣府主導の、戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)に基づき研究開発されている、防災チャットボット(SOCDA)を含む統合システム等は、国が主体的・統一的に運用し、費用についても国において措置すること。

◆現状・課題

AIを始めとしたデジタル技術の進展が著しい中、防災における先端技術の活用は、今後の防災体制の強化を図る上で必須となる課題である。

今後、発生が見込まれる広域的かつ大規模な災害に対応するためには、気象や被災状況等のデータとデジタル技術を活用し、災害対応業務のプロセスや災害情報収集・共有のスキームを変革し、災害対応力を強化する視点が必要である。そのためには、現在、各地方自治体が独自に取り組む、防災情報システムの整備や、住民の避難対策へのAIの活用などの更なる進展と、広域応援を想定した技術・システムの標準化等の促進が極めて重要である。

現状、様々なシステムが乱立しているが、システムの連携が取れていないことや各機関における情報共有に課題がある。また、県防災情報システムの構築や更新、高度化及びランニングコスト等の費用について、多大な負担が生じている。加えて、防災部局にデジタル人材がおらず、デジタル技術を活用した防災対策の検討及び推進が困難である。

◆実現による効果

国全体の防災体制の強化の促進につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

V エネルギー・環境

7 分散型エネルギーシステムの構築

1 再生可能エネルギー等の更なる普及拡大

【提案内容】 提出先 経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省

- (1) 再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、災害時も停電のないくらしを実現するため、新築・増改築する建築物について、日照条件等から設置が困難なものを除き、太陽光発電等の創エネ設備の設置義務化に向けた検討を加速させること。

◆現状・課題

建築物省エネ法において、大規模及び中規模の非住宅を新築・増改築する場合は、省エネ基準に適合させることが義務付けられており、それ以外の建築物を新築・増改築する場合についても、義務化に向けた法改正の検討が進められている。

しかし、建築物への太陽光発電等の再生可能エネルギーやコージェネレーションなどの創エネ設備の設置は、義務付けされていないため、現状、一部の建築物への導入に留まっている。

そこで、日照条件等から設置が困難なものを除いて、「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会」での議論を踏まえ、創エネ設備の設置義務化に向けた検討を加速させる必要がある。

(参考) 建築物省エネ法改正案の概要

	[改正前]		[改正後]	
	非住宅	住宅	非住宅	住宅
大規模建築物 (2,000 m ² 以上)	適合義務	届出義務	適合義務	適合義務 (2025年度 までに施行)
中規模建築物 (300 m ² 以上 2,000 m ² 未満)				
小規模建築物 (300 m ² 未満)	説明義務 [※]			

※ 設計に際し、建築士から建築主に書面で省エネ基準への適否等の説明を行うことが必要

◆実現による効果

建築物への太陽光発電等の創エネ設備の設置が促進される。

(神奈川県担当課：産業労働局エネルギー課)

- (2) 一般送配電事業者が有する固定価格買取制度を利用しない再生可能エネルギー等の設備容量の情報及び建築事業者等有するZEBの建築実績の情報を集約し、開示すること。

◆現状・課題

再生可能エネルギー等の導入状況を正確に把握することは、地方自治体がエネルギー政策を進める上で不可欠であるが、現在、固定価格買取制度を利用しない太陽光発電やコージェネレーション、燃料電池の設備容量の情報は、一般送配電事業者からは開示されていない。

また、国の補助やBELS(建築物省エネルギー性能表示制度) 認証を受けていないZEBの建築実績の情報は、建築事業者等から開示されていない。

そこで、これらの情報を国において集約し、開示する仕組みづくりが必要である。

◆実現による効果

地方自治体がエネルギー政策を進める上で必要な情報が開示され、精度の高い検証が可能となり、効果的な施策の推進につながる。

(神奈川県担当課：産業労働局エネルギー課)

(3) 住民の多くが集合住宅に居住する都市部においてEVを普及させるため、集合住宅へのEV充電設備の導入に向けた取組を推進すること。

◆現状・課題

集合住宅へのEV充電設備設置については、費用負担の課題に加え、管理組合の情報不足や住民の合意形成の難しさ等が導入の課題となっている。

そのため、費用負担を極力抑えるための財政的支援に加え、意思決定や補助金申請の手続などを支援するアドバイザーの派遣といった、伴走型の支援制度構築などの措置を講じることが必要である。

◆実現による効果

都市部におけるEVの普及促進につながる。

(神奈川県担当課：産業労働局エネルギー課)

2 水素社会の実現に向けた取組の促進

【提案内容】

提出先 経済産業省、資源エネルギー庁

水素社会の実現に向け、水素ステーションの整備促進など、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」及び「第6次エネルギー基本計画」を踏まえた、水素利用拡大のための取組を推進すること。

◆現状・課題

水素ステーションについては、日本水素ステーションネットワーク合同会社(JHyM)が整備を進めているものの、燃料電池自動車(FCV)ユーザーの利便に供する最適な配置には時間を要している。

また、国は「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」及び「第6次エネルギー基本計画」を策定し、その中で水素は発電・輸送・産業など幅広い分野での活用が期待されているが、水素の利用拡大に向けては、規制緩和や財政的支援を充実させていく必要がある。

◆実現による効果

水素ステーションの整備促進などにより、水素の利用拡大が図られる。

(神奈川県担当課：産業労働局エネルギー課)

8 脱炭素社会の実現

1 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

【提案内容】

提出先 内閣官房、経済産業省、環境省

- (1) 火力発電の在り方など脱炭素社会の実現に向けた道筋について、国民や国際社会等から十分な理解が得られるよう、丁寧に説明するとともに、引き続き国民的な議論を行うこと。

◆現状・課題

国は、電力の安定供給確保を前提に、火力発電の比率をできる限り下げることが基本として、天然ガスや石炭を中心に適切な火力ポートフォリオを維持しつつ、非効率な火力をフェードアウトするとしているが、これに対して、NGOや国際社会からは火力発電を推進しているとして、批判や圧力が強まっている。

脱炭素社会の実現に向けた取組を推進するためには、エネルギー安全保障を踏まえ、火力発電等の在り方に関する丁寧な説明と国民的な議論を通じて十分な理解を得ることが不可欠である。

◆実現による効果

脱炭素社会の実現に向けた道筋について、国民や国際社会等の理解を十分に得ることで、脱炭素化の取組が促進される。

(神奈川県担当課：環境農政局環境計画課)

- (2) 国における排出量取引や炭素税等の「カーボンプライシング」の議論を進めるに当たっては、経済界や国民に対する影響及び負担の在り方に十分配慮し、実効性ある制度とすること。また、炭素税については、気候変動対策に係る国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源の充実の視点も合わせて検討すること。

◆現状・課題

国は、「クリーンエネルギー戦略」の策定に合わせ、排出量取引や炭素税等の「カーボンプライシング」の検討を進めており、また、「グリーントランスフォーメーション（GX）リーグ」に参加する企業が排出量を取引できる制度を試験導入することを公表した。

排出量取引については、欧州では、企業の参加が義務付けられ、対象となる企業の範囲も広く、削減目標が未達の場合は罰則があるなど、実効性ある制度となっていることから、我が国で排出量取引制度を導入する場合は、実効性ある制度を構築する必要がある。炭素税については、資源価格の高騰が見込まれる中、新たな税負担により、国際競争力など経済への影響が懸念されるため、経済界や化石燃料の最終消費者である国民の理解が不可欠である。

また、国が地域からの脱炭素化を進めようとする中で、地方においては、その財源等が課題であるため、炭素税を導入する場合は、地方財源の充実の視点を踏まえた検討が必要である。

◆実現による効果

実効性ある制度の導入は、二酸化炭素排出量の削減だけでなく、排出量の少ない製品やサービスの開発、イノベーションが促進され、経済成長につながる。また、炭素税を導入する場合は、その税収を地方の安定財源として配分することで、地方における脱炭素化の取組が促進される。

(神奈川県担当課：環境農政局環境計画課)

9 資源循環の推進

1 プラごみゼロに向けた取組の推進

【提案内容】

提出先 経済産業省、環境省

2022年4月施行のプラスチック資源循環促進法により、家庭から排出されるプラごみを分別収集する市町村への一層の財政支援や、回収したプラごみのリサイクル先の確保について特段の措置を講じること。

また、海岸漂着物対策に関する財源措置を継続するとともに、国民の利用が多い海岸については、補助率を10割に復元すること。さらに、内陸域・河川のごみについても、「海岸漂着物等地域対策推進事業」をはじめとする海洋ごみ対策と同等の支援策を講じること。

◆現状・課題

現在、世界全体で年間数百万トンを超えるプラごみが、海洋へ流出している。推計されており、SDGsを進める本県では、2018年9月に発表した「かながわプラごみゼロ宣言」の具体的な推進方策として、2020年3月にアクションプログラムを策定し、「ワンウェイプラの削減」「プラごみの再生利用」「クリーン活動の拡大等」の3本柱によりリサイクルされない廃棄されるプラごみゼロに向けた取組を進めている。



2022年度施行のプラスチック資源循環促進法により、家庭から出るプラごみを市町村が分別収集することとなるが、市町村では、分別収集体制の変更や住民への周知等の新たな負担が生じるほか、収集量の増加による処理費用の増加も懸念される。また、ペットボトル、プラスチック製容器包装等については、容器包装リサイクル法で特定事業者に再商品化義務が課されているが、上記以外のプラスチック使用製品については、製造等を行っている事業者に再商品化義務が課されていないことから、分別収集・再商品化にかかる市町村の財政負担が新たに生じることとなる。このため、国は市町村の経費を地方交付税で手当てずとしているが、経費の一部の財源措置にとどまることから、市町村に対する一層の財政支援が必要である。

さらに、プラごみの輸出規制の強化や、国内での重要な受け皿となっている製鉄所の休廃止が相次ぎ報じられた中で、当面、プラごみ発電などの熱回収をリサイクル先の対象に含めることや、化学原料へのリサイクル施設の整備を支援するなど、市町村が分別収集したプラごみが行き場を失わないよう、国が責任をもって対応する必要がある。

これまでもプラごみの海岸への流出防止に向け、海岸漂着ごみ対策を進めているが、国の海岸漂着物等地域対策推進事業（地域環境保全対策費補助金）の補助率が、当初の10/10から7/10に引き下げられたことや、近年の人件費の上昇などにより、従前の予算規模では清掃委託先の確保が困難になるなどの支障が生じている。

また、内陸域・河川においても、民間団体等との連携の下、様々な対策に取り組んでいるが、自主的なボランティア活動に依存しているのが現状であり、自治会・町内会、NPO法人をはじめとする活動団体からは、支援を求める声が上がっている。そこで、令和元年11月に九都県市首脳会議を代表して、国に「海洋プラスチックごみ対策の推進について」により同趣旨の要望をしたところであるが、将来に向けて陸域から海洋へのプラごみの流出に歯止めをかけるためには、海岸はもとより内陸域・河川におけるごみの回収・処理等についても、十分な支援が必要である。

◆実現による効果

プラごみの再生利用等により、脱炭素につながるるとともに天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が可能な限り低減される循環型社会の実現に寄与する。また、海洋に流出するプラごみの減少により、海の豊かさを守ることに寄与する。

(神奈川県担当課：環境農政局資源循環推進課)

VI 安全·安心

10 防災・減災、国土強靱化の推進

1 土木施設の防災・減災、国土強靱化の取組の強力な推進

【提案内容】

提出先 内閣官房、財務省、国土交通省

近年、激甚化・頻発化している自然災害による被害の防止・最小化を図るため、インフラの機能強化や、災害時に命を守るための体制強化等、5か年加速化対策に基づき、防災・減災、国土強靱化の取組を引き続き、強力に推進していく必要があることから、十分な支援を行うこと。

また、対策に必要となる予算を安定的に確保するとともに、補正予算については円滑な事業執行が図られるよう弾力的な措置を講じること。

さらに、5か年加速化対策後においても、引き続き、国土強靱化に必要な予算を別枠で確保すること。

加えて、都市部の住宅地周辺に多くのがけ地を抱える本県においては、急傾斜地の施設整備を重点的に推進するため、急傾斜地崩壊対策事業の採択基準を緩和するなど、制度拡充を図ること。

◆現状・課題

近年、全国各地で甚大な水災害、土砂災害が頻発し、大規模地震の発生も切迫している。令和元年の台風第15号や第19号では、本県でも記録的な暴風や大雨をもたらし、県内全域にわたって甚大な被害を発生させた。また、地球温暖化等の気候変動により、今後、更に異常気象の発生とそれに伴う災害リスクの増大が懸念されている。特に本県は、首都圏に位置し、人口、資産、交通網等が集積しており、ひとたび発災すると被害の影響が大きいことから、自然災害への備えを加速させることが急務となっている。

国においては、平成30年度に「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を決定し、本県を含め全国が一丸となって強靱化に取り組んできた。

さらに、令和2年12月に「5か年加速化対策」を決定し、令和7年度までの5か年で防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図ることとしている。

本県でも、令和2年2月に近年の水災害における課題や教訓を踏まえた「神奈川県水防災戦略」を定め、河川、道路、砂防、海岸及び下水道といった土木施設の防災・減災、国土強靱化の取組を強力、かつ、重点的に推進しており、期待された成果が現れているところである。

加えて、令和4年度は、「水防災戦略」の計画額を上回る予算措置を行い、取組をより一層強力に推進することとした。

こうしたことから、今後、本県における取組を推進していくためには、「5か年加速化対策」に基づく十分な予算措置を含めた国の支援が不可欠である。

【河川】

本県では、「5か年加速化対策」により、河川のハード・ソフト対策を集中的に推進しており、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性が軽減されるなど、一定の効果が現れているが、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、更なる水災害への対応力の強化に向けて、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」への転換を進めている。この取組を本格的に実践していくに当たっては、まずは、河川の整備等のハード対策をより一層加速させる必要があり、「矢上川地下調節池」等の洪水調節施設の整備や河川の拡張に伴う鉄道橋の架け替えなどの大規模事業等をより強力に進めていくとともに、被害の防止・最小化を図るために、堆積土砂の掘削や樹木伐採に着実に取り組んでいく必要がある。また、ソフト対策としては、引き続き市町村等の要請を踏まえ、円滑な避難のために、水位計や河川監視カメラの増設などを進める必要がある。

こうした河川のハード・ソフト対策の推進には、引き続き、「5か年加速化対策」に基づく十分な国の支援が不可欠である。



【道路】

道路は、国民経済・生活を支える基幹的なインフラであり、大規模災害時においても経済活動を機能不全に陥らせないためには、県内の道路ネットワークの被害を最小限にとどめ早期に復旧させるための対策が求められている。

このような中、国の「3か年緊急対策」により、緊急輸送道路における土砂崩落対策などの整備が進み、一定の効果が発現されているが、令和元年の台風第19号では、道路法面の大規模な崩落による甚大な被害が発生するなど、県民生活に大きな支障が生じており、近年の激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する首都直下地震等の発生を見据え、更に対策を加速化させる必要がある。

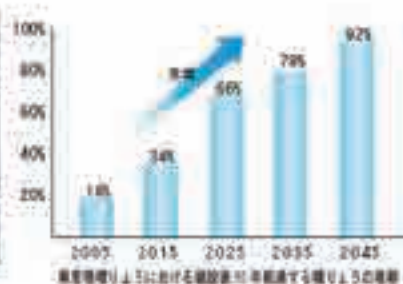
そこで、「5か年加速化対策」を活用し、高速道路や国道における道路施設の防災・減災対策などを強力に推進するとともに、本県及び市町村が進めている橋りょうの耐震補強、道路斜面の土砂崩落対策、無電柱化、道路ネットワークの機能強化、道路（橋りょう、トンネル、舗装等）の老朽化対策などを推進するため、十分な予算措置を含めた継続的な国の支援が必要不可欠である。



橋りょうの耐震補強（河川局） 湘南大橋



道路ネットワークの強化等（県道4号 滝沢山頂原大1）



【砂防】

本県では、「5か年加速化対策」により、急傾斜地崩壊防止施設等の施設整備や土砂災害警戒区域等の計画的な見直しなどの取組を集中的に進めており、土砂災害対策に一定の効果が現れているが、近年の激甚化・頻発化する土砂災害への対応力の強化に向けて、より一層強力に取組を加速させる必要がある。

首都圏に位置する本県においては、人口・資産・交通網などが集積し、居住エリアに多くのがけ地が隣接しているために、ひとたび発災すると被害の影響が大きく、がけ崩れから県民のいの

らを守る対策が重要な取組となっている。

特に、交付金事業の採択要件を満たさない高さが10m未満等のがけ地については、本県の単独事業により対応しているが、多くの箇所が完成するまでに長い期間を要するのが現状であり、重点的に取組を加速化させる必要がある。

こうした対策の推進には、引き続き、「5か年加速化対策」に基づく十分な国の支援とともに、急傾斜地崩壊対策事業のがけの高さの採択基準を緩和するなど、制度の拡充が不可欠である。

急傾斜地崩壊防止施設の整備状況

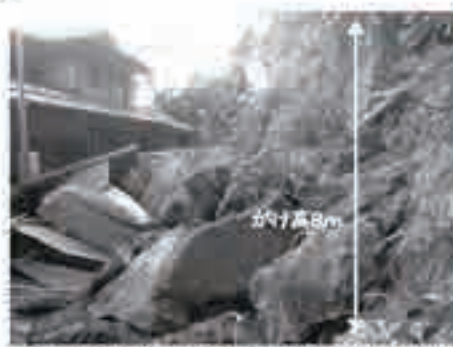
区分	発注箇所数	完成箇所数	整備率
交付金(国)事業	1,872	1,291	69%
単独事業	538	137	25%
合計	2,410	1,428	59%

特に、高さ10m未満の急傾斜地の対策が遅れており、重点的に整備を加速化させる必要がある。
(交付金事業の採択基準の緩和が求められる)

図3-3-10(前掲)②



住居エリアに隣接した高さ10m未満の急傾斜地



高さ10m未満の急傾斜地でも、家屋等に被害が生じるがけ崩れが発生している

【海岸】

本県では、発生頻度の高い津波や高潮などに対応したハード対策として、基本的な方向性を示した海岸保全基本計画を策定し、整備を進めているが、堤防などの高さが不足している延長は、全体約50キロメートルのうち約4割に相当する。

そうした中、国が策定した「5か年加速化対策」により、これまで度々、越波が発生した湯河原海岸などにおいて、事業を大幅に進捗させてきたが、その他の海岸でも、近年の強大な台風の高波によって、家屋等に被害が発生しているため、引き続き「5か年加速化対策」に基づく十分な国の支援が不可欠である。

また、ソフト対策として、最大クラスの津波・高潮に対して、県による津波災害警戒区域や高潮浸水想定区域の指定、及び市町によるハザードマップの作成など警戒避難体制の強化を図るためには、国の支援が不可欠である。

海岸保全区域における要整備箇所

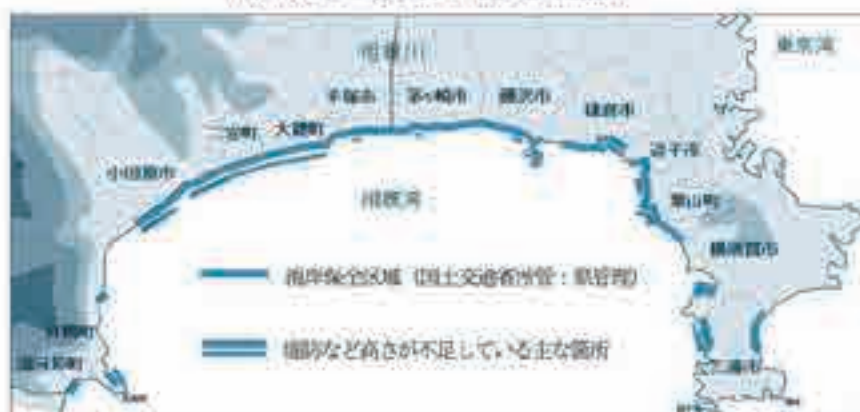


図3-3-10(前掲)③

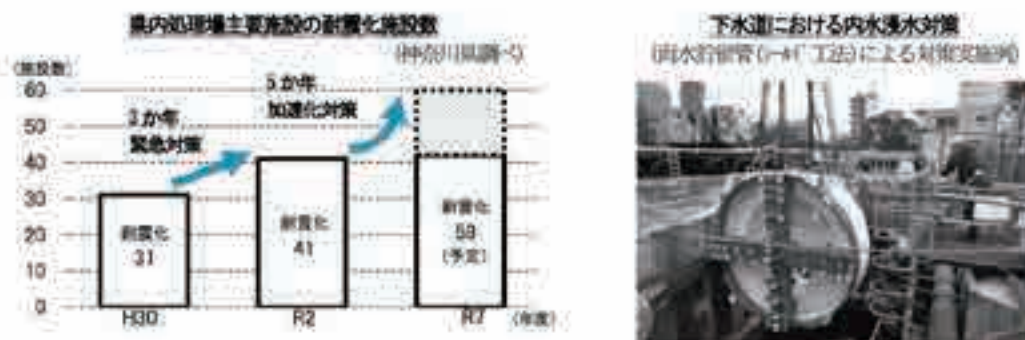
【下水道】

本県では、国土強靱化地域計画により、下水道施設の耐震化及びネットワーク化に重点的に取り組んでおり、国の「3か年緊急対策」により、耐震化事業を着実に進めてきた。

下水道は、「公衆衛生インフラ」として県民のいのちを守るために継続が求められるエッセンスネットワークであり、大規模な自然災害の際も処理場の機能を継続するため、下水を取り込み、処理、消毒、放流に係る主要施設の耐震化を、更に加速化させる必要がある。

また、県内市町村では、主要施設の耐震化に加えて、近年激甚化・頻発化する風水害への対応として、流域治水の考え方の下、下水道における内水浸水対策の強化が求められる。

こうした対策の推進には、引き続き、「5か年加速化対策」に基づく十分な国の支援が不可欠である。



◆実現による効果

ハード・ソフトの両面から対策を推進することにより、自然災害から「県民のいのち」を守るとともに、県土の災害対応力の強化が図られる。

(神奈川県担当課：県土整備局道路管理課、河港課、砂防課、下水道課)

2 風水害対策の支援強化

【提案内容】

提出先 内閣府、国土交通省、気象庁

- (1) 近年の風水害での対応と避難の状況を検証し、より効果的な気象・避難情報の伝達方法や、住民の避難意識を高める普及啓発を強化すること。

◆現状・課題

令和元年房総半島台風や東日本台風、令和2年7月豪雨など、数十年に1度と言われるような豪雨や台風などの異常気象が続く近年の気象状況等を鑑みると、大規模水害は毎年発生すると認識し、風水害対策を強化することが急務である。本県では、風水害対策を加速させるため、「水防災戦略」を策定し、「水害からの逃げ遅れゼロ」を目標の1つとしており、住民の避難意識を高めるための更なる普及啓発が必要である。

また、近年の災害の教訓を踏まえ、災害対策基本法の改正により、避難勧告と指示が一本化されるなど、新たな警戒レベルが策定されたところであり、こうした最新の仕組みについて、理解が進むよう、普及啓発の強化が必要である。

◆実現による効果

避難意識を高める普及啓発の強化により、住民が気象や避難情報について、正しく理解することで、適切な避難行動につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

- (2) 改正災害対策基本法において、風水害における広域避難を進めるための規定整備が図られたことを踏まえ、国のリーダーシップによる広域避難体制の整備を進めるとともに、**地域における広域避難の検討の促進が図られるよう、実現可能な広域避難に関する分かりやすいガイドラインの策定を進めるなど、広域避難対策の更なる強化に取り組むこと。**

◆現状・課題

改正災害対策基本法において、災害発生前の事前協議手続きや、国の非常災害対策本部の設置など、風水害における広域避難を進めるための規定が整備されたが、地域における広域避難の検討が促進されるよう、国主導による広域避難を推進する体制や役割などを明確にするとともに、広域避難を呼びかける情報発信や、移動手段の確保、要配慮者への対応など、具体的な手順、内容などを示した、わかりやすいガイドラインを国が示すべきである。

◆実現による効果

広域避難に関する具体的なガイドラインが示されることで、各地方自治体による広域避難対策の取組の促進につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

- (3) 災害救助法の適用に当たって、被災市町村間の支援格差が課題になるような場合、**県内一律に適用できるようにするなど、客観的かつ弾力的な適用基準を構築すること。**

◆現状・課題

災害救助法の適用に当たっては、いわゆる4号基準による都道府県の判断による適用が可能だが、被災状況などから法適用できない市町村もあり、被災市町村間の支援格差や不均衡が生じることとなる。

◆実現による効果

客観的かつ弾力的な適用基準の構築により、被災者にとって公平感のある支援につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

- (4) 被災者の生活再建に向けた支援制度について、民間保険とのバランスも考慮し、現行の現物給付に加え、**現金給付や用途を限定したクーポン券での給付を認めるなど、制定から70年が経過する災害救助法の見直しや既存制度の統合も含めた抜本的な検討を行い、被災の実情に応じた適切で不公平感のない救済制度を創設すること。**

◆現状・課題

被災者の生活再建への支援については、複数の法制度、交付金制度など、趣旨の異なる制度が混在しているため、被災者や被災自治体にとってわかりにくく、また、救済される被災者も限定され、地方自治体によって支援に格差も生じることになる。

また、みなし応急仮設が主流となっている実態や物資の調達環境の変化などを踏まえ、現物給付を前提とした災害救助法について、現金や用途を限定したクーポン券の給付も認めるなどの抜本的な見直しが必要である。

◆実現による効果

現行制度の整理とともに、全国統一的な支援制度を構築することで被災者のすみやかな生活再建や安定した暮らしの確保につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

3 津波防災地域づくりに係る支援の充実強化

【提案内容】

提出先 内閣府、国土交通省

- (1) 津波災害警戒区域の指定が進むよう、財政的支援、技術的支援及び津波防災に関する普及啓発など、市町における警戒避難体制の整備に必要な各種支援を充実すること。

◆現状・課題

本県では、平成27年3月に津波浸水想定を設定、公表し、市町においても、津波ハザードマップを作成、配布するなど、県と市町が連携して津波対策を推進しているものの、警戒避難体制を一層強化するためには、津波災害警戒区域の指定を更に進めていく必要がある。

◆実現による効果

津波災害警戒区域の指定により、基準水位の設定、指定避難施設等の整備及び避難促進施設における避難確保計画の策定等の具体的な津波対策が促進され、警戒避難体制の強化につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

- (2) 津波避難施設の構造要件に係る検証について、財政的・技術的支援を拡充すること。特に、許容浸水深表による新たな簡易基準が策定されたものの、市町等が行う検証は、多額の財政負担が発生することから、検証を確実に実施できるよう財源措置を講じること。

◆現状・課題

東日本大震災では、津波により多くの建築物が被害を受けたことから、津波に対する建築物の構造耐力上の安全性確保が一層求められ、平成23年12月に、「津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件」(国土交通省告示第1318号)が定められた。津波避難施設全般について、通知等により上記告示に基づき構造要件を検証することが求められていることから、津波避難施設の整備を進めるためには、検証への財政的・技術的支援が必要である。

◆実現による効果

検証が進むことにより、構造要件上の安全性が確保された津波避難施設の整備が促進され、最大クラスの津波に備えた避難場所の確保につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

4 箱根山火山の観測体制の強化

【提案内容】

提出先 気象庁

箱根山火山について、県民、観光客の安全・安心の確保のため、ひずみ計や磁力計の設置による観測体制の充実強化や、既に提供されている観測データの解析等について技術的支援を行うこと。

◆現状・課題

箱根の大涌谷周辺では、平成27年4月以降、火山性地震の増加が見られ、同年6月には、初めて噴火警戒レベルが3に引き上げられた後、噴火警戒レベルが1に引き下げられた。その後、令和元年5月に、再び噴火警戒レベルが2に引き上げられ、現在は噴火警戒レベルが1に引き下げられている。しかし、箱根は、日本でも有数の観光地であることから、住民のみならず、年間約2,000万人に及ぶ観光客の安全・安心を確保するため、引き続き正確な火山活動のモニタリングが必要である。そこで本県では、温泉地学研究所による観測体制の強化に努めているところではあるが、国においても、ひずみ計や磁力計の設置による観測体制の充実強化が必要である。さらに、協定により共有されている、国が持つ地震や地殻変動などの広域的な観測データに基づき、火山活動の解析や共同研究の更なる充実強化が必要である。

◆実現による効果

本県が取り組んでいる箱根山の火山防災体制の充実により、県民や観光客の安全・安心の確保につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

5 大規模地震対策

【提案内容】

提出先 内閣府

南海トラフ地震・首都直下地震にかかわる震源・津波モデルや地震被害想定が公表されてから10年近く経過するが、この間の情報通信技術の飛躍的向上や、広域応援体制の充実、感染症との複合災害対応など、災害対策を巡る環境の変化に対応した被害想定手法や、今後の減災目標の設定について国としての考え方などを示すこと。

◆現状・課題

国において定めている「首都直下地震緊急対策推進計画（以下、「緊急対策推進計画」という。）」では、今後10年間で達成すべき減災目標を提示し、これを達成するための各施策について、具体目標を設定している。また、南海トラフ巨大地震の被害想定については、中間的な試算が行われているものの、新たな想定手法については示されていない。また、首都直下地震については、平成25年以降、特段、新たな被害想定は実施されていない。

本県では、東日本大震災後に得られた地震学の新たな知見等に基づき、平成27年3月に「神奈川県地震被害想定調査」を公表した。また、本調査や緊急対策推進計画に基づき、「県民の命を守る」ことを最優先としたアクションプランである「神奈川県地震防災戦略（以下「地震防災戦略」という。）」を定めている。地震防災戦略は、緊急対策推進計画において「基本的に平成27年度からの今後10年間で達成すべき目標を取りまとめたものである」とされていることから、平成28年度から令和6年度までを対象期間としている。

◆実現による効果

国としての今後の減災目標の設定の考え方などを示すことで、大規模地震の発生に備えた地震防災対策を、早期に推進することができる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

6 地震観測体制の確立及び地震調査研究の充実

【提案内容】

提出先 文部科学省、国土交通省

地震観測体制と更なる地震調査研究の充実を図ること。特に、南関東地域について、充実強化を図ること。また、東京湾及び相模湾における津波観測網の整備を推進すること。

◆現状・課題

地震の発生につながる異常な現象の観測・評価に基づく避難・警戒体制の確立に向け、南関東地域について、観測網及び調査研究を充実強化する必要がある。また、津波からの避難時間を確保するため、GPS波浪計や水圧式津波計等の沖合津波観測設備の充実を図る必要がある。

◆実現による効果

南関東地域の観測網等の整備により、相模トラフ沿いで発生する大規模地震による津波から住民が避難する時間の確保など、人的・物的被害の軽減につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

7 国民保護体制の充実強化

【提案内容】

提出先 内閣府、防衛省

国際情勢が著しく悪化する中、県民の不安を抑える適切な情報発信に努めるとともに、我が国の安全・安心に影響を与える事態に対しては、影響が最小限となるよう、あらゆる対策を講じること。

また、将来の万一の有事に備え、訓練や資機材整備、避難体制整備等の国民保護策について支援の充実を図ること。

◆現状・課題

北朝鮮は、これまで再三にわたり、世界の懸念を無視した弾道ミサイル等の発射を繰り返している。また、ウクライナにおける情勢の悪化に伴う我が国への影響が懸念される。このような武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するとともに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小限にするため、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の的確かつ迅速な実施に向けて、国においては、万全の態勢を整備する必要がある。

◆実現による効果

国民保護のための措置の的確かつ迅速な実施に向けての万全の体制を整備することができる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

1.1 基地対策の推進

1 基地の整理・縮小・返還の早期実現

【提案内容】

提出先 外務省、防衛省

県民の平穏な生活を守り、良好な都市を整備するため、米軍基地の整理・縮小・返還を早期に実現すること。

◆現状・課題

都市化が進む人口密集地に12ヵ所、約1,739ha（県土の約0.72%）に及ぶ米軍基地が所在し、まちづくりへの障害など、様々な基地問題の原因となっている。

◆実現による効果

沖縄に次ぐ第二の基地県といわれる本県の基地負担が確実に軽減される。

（神奈川県担当課：政策局基地対策課）

2 厚木基地の航空機騒音の軽減

【提案内容】

提出先 外務省、防衛省

空母艦載機移駐後の厚木基地の運用や基地周辺の騒音状況について情報提供するとともに、恒常的訓練施設について必要な整備等を進めるなど、今後、厚木基地で空母艦載機着陸訓練のような大きな騒音被害を生じさせることがないよう取り組むこと。

◆現状・課題

空母艦載機移駐後の厚木基地の運用の現状や今後の見通しについての情報が不足しており、また、硫黄島に替わる恒常的訓練施設についても、未だ整備の見通しの詳細が示されていない。

◆実現による効果

厚木基地の航空機騒音が軽減され、基地周辺住民の騒音被害に対する不安が解消される。

（神奈川県担当課：政策局基地対策課）

3 基地周辺対策の充実強化

【提案内容】

提出先 外務省、防衛省

基地の返還や共同使用に係る地元の意向を尊重し、十分な財政上の措置、返還財産の処分条件に係る優遇措置等を講じること。特に、厚木基地周辺においては、基地負担に見合った対策を実施すること。また、基地負担に係る国民理解を醸成し、支援策を充実強化するとともに、基地と地元とのより適切な相互関係構築に向けた措置を講じること。

◆現状・課題

基地返還の際の国有地処分については、一部を除き有償処分とされ、返還後の跡地利用を進めるに当たっての地元自治体の負担が大きい。

◆実現による効果

地元住民や自治体の意向や要望を活かした、基地の跡地利用や共同使用が可能になる。基地と地元の良好な相互関係を構築することで、地元にもメリットをもたらすことができる。

(神奈川県担当課：政策局基地対策課)

4 基地の安全管理等の強化

【提案内容】

提出先 外務省、防衛省

基地の安全確保のため、日ごろから、基地と地元など日米関係機関で安全に関する情報を共有するとともに、火災等の事故発生時には、緊急対応や原因調査に必要な自治体職員等の迅速かつ円滑な基地立入りの実現を図るよう、早急に米側と調整すること。

また、基地における新型コロナウイルス感染症等の感染症対策についても、地元に対して基地周辺住民の安心につながる適時適切な情報提供が行われるよう米側と協議すること。

◆現状・課題

平成27年8月に起きた相模総合補給廠の火災では、日ごろからの基地と地元との安全に関する情報共有や、万一の際の自治体職員の迅速かつ円滑な立入りという課題が浮き彫りになった。また、新型コロナウイルス感染症については、基地周辺住民の安心のため、感染状況に応じた感染者数等の情報提供が必要となっている。

◆実現による効果

緊急対応や早期の原因究明、日ごろから地元の意向を生かした再発防止策の策定が可能となり、基地周辺住民の安心の確保につながる。

また、感染症対策に関する適時適切な情報提供が行われることにより、基地周辺住民の安心が確保できる。

(神奈川県担当課：政策局基地対策課)

5 日米地位協定の見直し

【提案内容】

提出先 外務省、防衛省

日米地位協定の見直しに向け早期に具体的な取組を行うこと。特に、保健衛生に関する日本法令を適用すること。なお、地位協定改定に時間を要する場合には、早期適用を図る一つの手法として、例えば、特別協定の締結を米側と協議すること。

併せて、日米合同委員会の中に地元自治体の代表者が参加する仕組みを構築すること。

また、基地の安全確保に向け、基地での事故発生後の国への速やかな調査報告に加え、基地の安全管理や事故発生後の再発防止策に地方自治体の意見が反映される仕組みを設けること。

◆現状・課題

日米両国政府は、基地に関する問題が発生する都度、運用改善で対応してきたが、地元自治体の声を反映する仕組みがないなど課題が多く、抜本的な改定が不可欠である。

特に、米軍基地において新型コロナウイルス感染症が拡大した背景には、地位協定上、日本の保健衛生に関する法令が適用されていないことが挙げられている。

◆実現による効果

日米地位協定改定を求める国民・県民の声に応え、基地問題に対する地元の不満を低減させ、安定した日米関係の構築に資することができる。

(神奈川県担当課：政策局基地対策課)

6 災害時等における米軍との相互協力

【提案内容】

提出先 外務省、防衛省

災害時における地域の安全・安心の確保等に向け、国及び地方自治体と在日米軍との間の災害対策、事前準備及び災害時における相互協力を確実にを行うための仕組みの構築に関する特別協定を締結すること。

また、災害時等における日米間の相互協力を推進するために必要な事項を、日米地位協定に規定すること。

なお、災害時等における相互協力について検討するに当たっては、基地の機能強化に結びつくことがないよう留意すること。

◆現状・課題

平成23年3月の東日本大震災では、米軍による大規模な救援活動が実施されるなど、災害時における米軍との相互協力は、大きな成果を上げている。一方で、現行の日米地位協定には、災害時等の相互協力の裏付けとなる規定がなく、米本土等から来援する部隊も含め、活動する米軍の地位や権限は曖昧である。また、防災訓練への米軍参加を含め、米軍と地方自治体との相互協力も、明確な根拠を持たず、日米双方の善意によって成り立っている。

そこで災害時等における日米間の相互協力について日米地位協定に規定を設けるとともに、その詳細について、日米両国間で特別協定を締結するなど、国家間のルールを明確にすることが必要である。

◆**実現による効果**

災害時等における日米間の相互協力について国家間のルールを明確にすることにより、地方自治体と米軍基地との連携を含め、いざというときに円滑かつ確実な協力を得ることができる。

(神奈川県担当課：政策局基地対策課)

7 原子力艦の事故による原子力災害対策の充実

【**提案内容**】

提出先 内閣府

原子力艦の度重なる入港を踏まえ、国が責任を持って十分な安全対策を講じるとともに、事前対策の確立に必要な情報を関係自治体に提供すること。また、国の主導の下に、実効性ある原子力災害対策が実施できるよう、防災体制の整備を図ること。

◆**現状・課題**

国では平成28年7月に「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」を改訂したが、具体的な防災資機材の整備については示されていない。今後も原子力艦の災害対策は、国の責任の下、実効性のある安全対策の充実を図る必要があり、安定ヨウ素剤を含めた新たな防災資機材の整備等を進めるとともに、万が一の場合に備えた防災体制の整備が必要である。

◆**実現による効果**

原子力艦の事故発生時における、関係機関との迅速な情報伝達・共有や初動対応が可能となり、事故や原子力災害による被害の軽減が図られる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

[本県における米軍基地の現状]

- 都市化が進む人口密集地に12の基地が所在
- 在日米陸軍司令部のあるキャンプ座間や在日米海軍司令部のある横須賀海軍施設など、在日米軍の重要な基地が所在
- キャンプ座間に米陸軍第一軍団前方司令部が設置
- 横須賀海軍施設は、原子力空母ロナルド・レーガンをはじめとする第7艦隊の主要艦船が配備
- 厚木海軍飛行場周辺で、米軍機による騒音被害が発生



(図：神奈川県作成)

VII 産業・労働

12 都市農業の持続的発展を図るための税制度の見直し

1 税制度の見直し

- 【提案内容】** 提出先 総務省、財務省、農林水産省、国土交通省
(1) 市街化調整区域内において、多面的機能を有する市民農園の開設のために農地を供する場合、相続税等納税猶予制度の対象とすること。

◆現状・課題

市民農園は都市住民のニーズが高いものの、市街化調整区域内にあり、かつ「市民農園整備促進法」又は「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づいて開設されている約6割の農園で、相続税等納税猶予制度の適用が受けられない状況である。今後、相続等が発生した場合、多くの農園が閉園し、減少することが懸念される。

本県の市民農園の開設状況

農園数合計	うち市街化調整区域内の「市民農園整備促進法」及び「特定農地貸付法」に基づく農園数	割合
873箇所	529箇所	60.6%

農林水産省「市民農園開設状況調査」(R3)を基に作成

◆実現による効果

相続税等納税猶予制度の対象を拡大することで、より多くの市民農園が確保できることになり、本県農業の持続的発展が可能になる。

(神奈川県担当課：環境農政局農政課)



【県内市街化調整区域内の市民農園の状況】

- (2) 三大都市圏の特定市（19市）の市街化区域内にある農業用施設用地の固定資産税・都市計画税については、生産緑地地区内と同じ課税とすること。

◆現状・課題

三大都市圏の特定市（19市）においては、市街化区域内農地のうち、生産緑地地区の指定を受けた農業用施設用地の固定資産税・都市計画税は農地並み評価・農地並み課税であるが、一方、当該指定を受けていない畜舎等の農業用施設用地は、宅地並み評価・宅地並み課税となっており、その税負担が大きくなっている。

また、これらの農業用施設用地については、隣接する農地等がないことが多く、生産緑地地区の指定を受けることも困難となっている。

本県の市街化区域内農地における農業用施設用地の課税額の比較

(1m²あたり)

	固定資産税 (円)	都市計画税 (円)	合計 (円)
市街化区域内 (A)	530	84	614
生産緑地地区内 (B)	49	7	56
A/B	10.8 倍	12.0 倍	11.0 倍

綾瀬市の例 (H30) を基に作成

◆実現による効果

生産緑地地区の指定を受けることが難しい農業用施設用地についても、生産緑地地区内と同じ課税とすることで、維持経費の軽減が図られ、都市における農業経営の安定に資する。

(神奈川県担当課：環境農政局農政課)



[県内市街化区域内の農業用施設（鶏舎）の状況]

VIII 健康・福祉

13 健康・長寿社会の実現

1 「未病」の考え方に基づく国の施策の推進

【提案内容】

提出先 内閣官房、厚生労働省

- (1) コロナ禍、ポストコロナにおいても健康・長寿社会の実現に向けた取組を推進するため、健康・医療戦略に位置付けた「未病」の考え方をさらに推し進め、AIやICTを含むテクノロジーにより、日常生活の中で健康データを測定・蓄積し、活用できる社会基盤を整備するなど、「未病コンセプト」を基軸とした国の施策を推進すること。

また、健康の維持・増進、病気や要介護状態等の進行抑制・改善に向けた個人の取組を支援するとともに、地方自治体における取組への支援を行うこと。

◆現状・課題

超高齢社会を乗り越えるためには、「未病コンセプト」に基づき国民一人ひとりが主体的に自分の健康状態を考えることが重要である。健康・医療戦略(第二期)では「一次予防、二次予防、三次予防」を定義付け、国の施策が計画されているが、「予防」とは「健康か病気か」を二分するモデルにおける考え方である。本来、健康と病気とは「二分論」の概念で捉えるのではなく、心身の状態は健康と病気の間を連続的に変化するものとして捉え、この全ての変化の過程を「未病」とする「未病コンセプト」の考え方は、コロナ禍において一層重要性を増している。

国の「健康・医療戦略」においても、本県が掲げる「未病」の概念の重要性が盛り込まれており、国民の「未病改善」を推進するため、健康・医療・介護政策に「未病コンセプト」を位置づけ、国民一人ひとりが、食生活や運動面等の未病改善(=体全体の状態を最適化すること)に取り組める社会環境づくりを早急に進める必要がある。

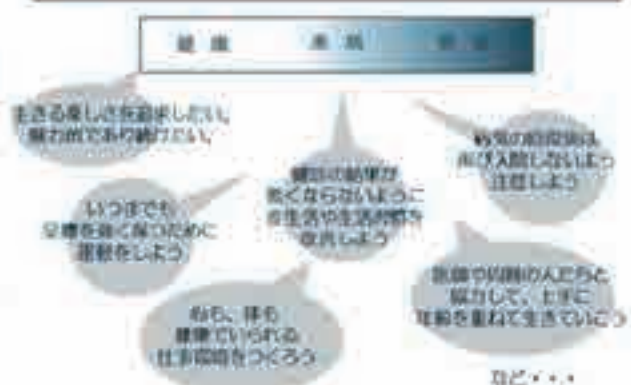
また、健康・長寿社会を実現するためには、切れ目のない医療・介護・健康づくりサービスの提供体制の構築が重要であることから、地域医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築のためにも医療・介護、ヘルスケアのデータを、ICTを活用して個人・関係者が共有し、きめ細かく対応できる体制づくりが大変有効であり、地域医療介護総合確保基金の目的とも合致しているので、基金を活用した支援が必要である。

◆実現による効果

「未病コンセプト」を基軸とした国の施策を推進し、テクノロジーによって日常生活の中で健康データを測定・蓄積し、活用できる社会基盤を整備することにより、健康に関する様々なイメージが広がり、個人が専門家のサポートを受けながら、民間サービスを主体的に選択して生活の質を高めていくことができるようになり、「未病」にかかわるサービスの市場が広がり、新たな産業分野(未病産業)の創出・拡大につながる。

また、「未病改善」に誰もが取り組める社会環境が形成され、国民一人ひとりが、生活習慣病や高齢者の虚弱化の進行から心身をより健康な状態に近づけることが可能となるなど持続可能な健康・長寿社会の実現につながる。

「未病」の考え方が広げる様々なイメージ



(神奈川県担当課：政策局いのち・未来戦略本部長、健康医療局健康増進課、福祉子どもみらい局高齢福祉課)

- (2) 国民一人ひとりの行動変容を促すためには、自分の現在の「未病」の状態や将来の疾病リスクを数値で見える化することが重要であることから、国の施策において「未病指標」を活用し、「未病指標」の普及を図ること。

◆現状・課題

国民の健康寿命延伸と新たな市場・産業の創出が求められる中、「健康長寿社会の形成に資する新産業創出」、「未病の取組を進めるための指標の構築」等が健康・医療戦略でも指摘されるなど、個人の行動変容を促す取組を支援することが喫緊の課題である。こうした課題に対処するため、個人の現在の未病の状態や将来の疾病リスクを数値で見える化（＝「未病指標」）し、個人の主体的な行動変容を促す未病改善の取組を保険者努力支援制度において評価するなど、「未病」を基軸とした具体的な施策の推進が必要である。

◆実現による効果

国が具体的な施策の中で個人、企業、地方自治体を含めて「未病指標」を活用することで、これまで潜在的に存在していた価値を可視化し、個人の具体的な行動変容を促すことができる。さらに、「未病指標」は商品やサービスの評価基準となるだけでなく、企業や地域における健康課題を明確にし、解決に導くための重要なツールとなる。



(神奈川県担当課：政策局のち・未来戦略本部室)

2 健康寿命指標の見直し及び地方自治体への情報の提供

【提案内容】

提出先 厚生労働省

地方自治体が未病改善の施策を推進していく上で、成果を検証するための確かな指標が必要である。現在、指標の一つとしている「健康寿命」について、より客観性や再現性があり、適時算定可能な方法を採用し、併せて、健康か不健康かの二分ではなく心身の状態をグラデーションで捉えた視点も考慮すること。

◆現状・課題

健康寿命とは、一般に、ある健康状態で生活することが期待される平均期間又はその指標の総称であり、現在、国では、3つの算定方法（①「日常生活に制限のない期間の平均」、②「自分が健康であると自覚している期間の平均」、③「日常生活動作が自立している期間の平均」）を示し、健康増進計画「健康日本21」においては、そのうちの一つ ①「日常生活に制限のない期間の平均」を健康寿命として掲げている。

これらの算定方法については、2019年3月の「健康寿命の在り方に関する有識者研究会」報告書において、上記の①を引き続き採用し、③を補完指標として利活用するとされ、2020年3月に閣議決定された「健康・医療戦略」にも引き継がれているが、①は客観性や再現性がなく、大都市以外の市町村単位での算出が困難である。一方、③は、介護保険情報に基づいており、抽出ではなく全認定者数を算定の基礎としているため、全市町村単位での算出と毎年の算定が可

能であるが、要介護認定は原則65歳以上であり、指標の示す対象が狭い。

健康 未病 後病

本来、人の心身の状態は、日々、健康と病気の間で変化するグラデーションの状態、つまり「未病」であり、これをより健康に近づけていくことこそが健康寿命の延伸につながるものである。そのため、健康と不健康に二分する評価ではなく、心身のグラデーションの状態に応じた評価ができる指標とする必要がある。

なお、国は、健康寿命に影響を及ぼす身体的・社会的要因の分析のため、今後も研究班での検討を行うとしているが、より実態に即した指標を検討いただきたい。

◆実現による効果

健康寿命が、より適確な算定方法により算定され、基礎データも明らかにされることで、健康寿命に影響を与える主なリスク要因や地域間格差の要因を検討することが可能となり、健康課題の特定、中長期的また広域的な健康・医療政策の展開を助け、健康長寿社会の実現に資することとなる。

(神奈川県担当課：健康医療局健康増進課)

3 認知症施策推進大綱を踏まえた「認知症の未病改善」

【提案内容】

提出先 厚生労働省

認知症施策の推進に当たっては、認知症の人とそうでない人を区分せず、誰もが同じ社会でともに生きる、「共生」の基盤の下、健康と病気の間を連続的に変化するものと捉える「未病」の考え方を踏まえるとともに、「認知症の未病改善」の表現を取り入れること。

また、「認知症施策推進大綱」の実効性が確保されるよう、様々な施策を推進するために必要な財源措置を講じるとともに、施策の効果検証・見直しを行うこと。

さらに、国として認知症のリスクを軽減する未病改善の研究等を一層推進すること。

◆現状・課題

令和元年6月に策定された国の「認知症施策推進大綱」では、「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味であるとしている。

また、誰もが認知症になりうることを意識するためには、心身の状態が健康と病気の間で連続的に変化するものと捉える「未病」の考え方を踏まえ、今後は、「認知症の予防」ではなく「認知症の未病改善」の表現を取り入れ、「共生」の基盤の下、認知症施策を進めていく必要がある。

認知症施策推進大綱には様々な施策が位置付けられているが、認知症の人と家族を社会全体で支える体制の構築や、地域の実情に応じた体制づくりを推進するためには、恒久的で活用しやすい、十分な財源措置を講じる必要がある。

加えて、若年性認知症施策については、若年性認知症の人の経済的問題への支援や、就労の継続を含めた社会参加等のために、事業主等の理解や関係機関との連携が不可欠であることから、引き続き国として、本人の力を最大限に活かせる環境整備を行う必要がある。

また、認知症施策の推進に当たっては、地方自治体の実情を踏まえた検討を進めるとともに、認知症の人や家族の意向を踏まえて施策の効果検証・見直しを実施していくことが必要である。

現在、国において研究や開発が進められているが、認知症は未だその病態解明が不十分であることから、根本的治療薬やリスク軽減に有効な取組は十分に確立されていない。こうした状況の中、認知症のリスクを軽減するためには、認知機能検査に関する情報や、診療報酬・介護報酬等のビッグデータといった客観的な数値等を活用して、住民等が一体となり地域全体で効果的な取組を推進する必要がある。

◆実現による効果

認知症のリスクを軽減するための未病改善の取組が進むとともに、「未病」の考え方を踏まえた認知症施策の推進及び必要な財源措置や環境整備の確実な実施により、認知症の人や家族の視点を重視した、認知症施策推進大綱の実効性が確保される。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局高齢福祉課、健康医療局健康増進課)

4 がん対策の推進

【提案内容】

提出先 厚生労働省

重粒子線によるがん治療について、保険診療の対象を拡大するとともに、診療報酬額を適正な水準とすること。また、保険診療の拡大に伴って人材が不足しないよう、放射線治療の専門医師の育成を図ること。

◆現状・課題

本県では、がん患者に優しく質の高い医療を提供するため、県立がんセンターにおいて重粒子線治療を平成27年12月から開始した。重粒子線によるがん治療のうち、先進医療に位置付けられている症例について、持続可能な医療保険制度の運営に留意しつつ、保険適用に向けて本県でもエビデンスの確立に向け取り組んでいるが、治療費の患者の自己負担額が300万円を超え、高額であることから、患者負担軽減のため、保険適用の拡大が必要である。令和4年度診療報酬改定において、新たに5つの適応疾患が保険適用とされたところであるが、引き続き、保険適用の拡大を図ること。また、これまで保険適用となった適応疾患については、診療報酬額が低く医療機関側の大幅な減収となり、施設の運営が困難であるため、実態に合わせた診療報酬額とする必要がある。さらに、放射線治療の専門医師は全国的に数が限られており、確保が厳しい状況にあることから、人材を育成する必要がある。

◆実現による効果

保険診療となった場合には、患者の自己負担額は保険診療の制度で定められた割合に抑えられる上、高額療養費制度も適用され、患者の経済的負担を大幅に下げることができる。

また、保険診療に当たって、診療報酬額を適正な水準とするとともに、放射線治療医を育成することにより、医療機関の運営や人材確保が安定し、重粒子線治療を安定して患者に提供することが可能となる。

(神奈川県担当課：健康医療局県立病院課)

5 オーラルフレイル対策に対する医療保険の適用拡大等

【提案内容】

提出先 厚生労働省

口腔機能のささいな衰え（オーラルフレイル）について、初期の症状の者や口腔機能の低下（口腔機能低下症を含む）に対応するリハビリテーション（神奈川県作成オーラルフレイル改善プログラム）についても保険適用とすること。市町村が実施するオーラルフレイル対策に係る事業を国保の保険者努力支援制度の評価項目に追加すること。

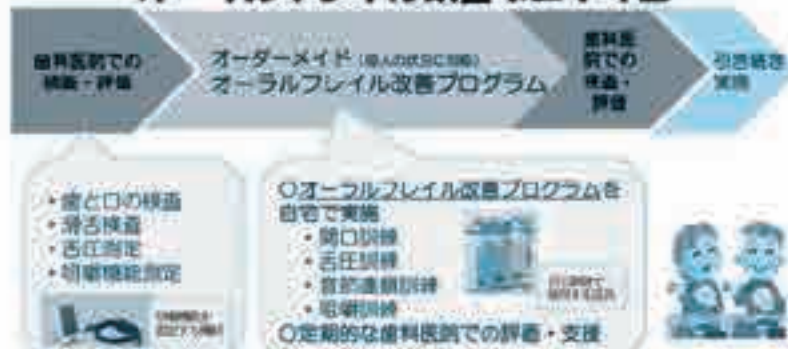
◆現状・課題

平成30年度の診療報酬改定において、著しく口腔機能が低下した者（「口腔機能低下症」患者）を対象とした診断や保健指導（口腔機能管理加算）は、保険適用とされたが、口腔機能の低下が初期段階の者（「オーラルフレイル」該当者）は対象となっていない。また、口腔機能の回復を目的としたリハビリテーションも保険適用となっていない。

しかしながら、平成28年度神奈川県口腔ケアによる健康寿命延伸事業において調査したところ、65歳以上の高齢者の約4割がオーラルフレイル該当者であり、さらに、平成30年度の介入調査では、本県が作成した改善プログラムを1か月間実施することで滑舌や舌圧などが有意に改善することが示された。

また、オーラルフレイル該当者の4年後における要介護認定及び総死亡のリスクは、非該当者に比べて、約2倍高いことが、東京大学高齢者社会総合研修機構等の研究チームによる研究（2017年発表）で明らかとなっている。

オーラルフレイル改善プログラム



オーラルフレイルの人が抱えるリスク

身体的フレイル	2.4倍
サルコペニア ※	2.3倍
要介護認定	2.4倍
総死亡リスク	2.3倍

（出典）Tanihira T, Hirano H, Nishimoto Y, Iijima K et al. Oral Frailty as a Risk Factor for Physical Frailty and Mortality in Community-Dwelling Elderly. J Gerontol A Biol Sci Med Sci. 2017; を基に作成

※ 高齢に伴って筋力が減少した状態

国保の保険者努力支援制度の評価項目として、歯周病対策（市町村における歯周疾患健診の実施）が含まれているが、栄養障害等を防ぐために重要なオーラルフレイルを含む口腔機能低下の防止については、評価項目に含まれていない。

◆実現による効果

オーラルフレイル該当者への適切な対応により、要介護及び運動・栄養障害等を未然に防ぐ効果が期待されることから、「オーラルフレイル該当者への保険適用拡大」及び「国保の保険者努力支援制度の評価項目への追加」は、将来的には、医療・介護費の適正化にもつながる。

（神奈川県担当課：健康医療局健康増進課）

6 持続可能な国民健康保険制度の構築

【提案内容】

提出先 厚生労働省

加入者の負担能力に応じた保険料等の負担水準となるよう財政支援方を確実に講じ、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度を構築していくための財政基盤を国の責任において確立すること。

また、一人当たりの医療費水準が低い保険者のインセンティブを損なわないよう、保険者努力支援制度の成果指標を見直すとともに、ロコモ、フレイルや認知機能対策などの未病改善に向けた都道府県や市町村の取組も評価項目に追加すること。

※ ロコモ・障害や加齢による運動器の機能低下 フレイル・加齢に伴う心身の虚弱化

◆現状・課題

改正国民健康保険法に基づき、平成30年度からの3,400億円の財政基盤強化策が実施され、本県内のいくつかの市町村で法定外繰入の減少が見られたものの、今般のコロナ禍により、保険料収入が減少するとともに、感染者の多い地域を中心に医療費が急激に増加しており、財政負担の長期化が危惧される。

そもそも、国民健康保険制度は他の公的医療保険制度に比べ、低所得の子育て世帯を中心に、収入に対する保険料や一部負担金の負担水準が高いという国保の「構造上の問題」は解決されたとはいえない。国民健康保険制度を持続可能なものとするため、子育て世帯に対する財政支援として実施された子どもの均等割保険料の軽減措置も含め、財政基盤強化策を検証し、引き続き必要な財政措置の拡充を図ることが必要である。

また、より一層の医療費の適正化を図るために、保険者努力支援制度において、一人当たりの医療費水準の低い地方自治体が適正な評価を受けられるよう、医療費水準の改善幅よりも、現状の医療費水準の評価の配点を高めるよう見直すとともに、個人の主体的な健康行動を促す都道府県、市町村の取組に係る評価項目の更なる充実が必要である。

併せて、都道府県間の所得水準を調整する役割をもつ普通調整交付金においても、依然として医療費水準が低く、かつ、平均所得が高い都道府県には交付額が少なく、医療費適正化に向けた努力を妨げるものとなっていることから、年齢構成のみを勘案し地域差を排除した医療費水準を算定基礎とする見直しを行うことが必要である。

◆実現による効果

加入者の負担能力と医療費水準に応じた保険料の水準となることにより、公的医療保険制度間の負担不公平が解消されるとともに、未病改善の取組が促進される。

収入 (万円)	所得 (万円)	横浜市民健康保険				協会けんぽ
		一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	
100	45.0	5.41%	10.40%	15.38%	20.36%	10.20%
200	132.0	8.6%	11.91%	14.83%	13.27%	7.63%
300	202.0	9.78%	12.00%	14.22%	14.66%	7.52%
400	278.0	9.73%	11.36%	12.98%	14.61%	7.50%
500	358.0	9.70%	10.96%	12.22%	13.48%	7.18%
600	438.0	9.68%	10.71%	11.74%	12.77%	6.97%
700	520.0	9.67%	10.53%	11.39%	12.28%	6.76%
800	610.0	9.66%	10.39%	11.13%	11.86%	6.55%
900	705.0	9.65%	10.29%	10.92%	11.56%	6.35%
1,000	805.0	9.64%	10.18%	10.78%	11.19%	6.16%

協会けんぽの保険料負担率の1.5倍を超える世帯

【本県における国保加入者の負担の状況 —所得に対する保険料の負担割合—】

単身世帯を除き1,000万円未満収入の世帯の保険料負担は、被用者保険(協会けんぽ)を上回っている。令和4年度から子育て世帯負担軽減策として均等割軽減措置が行われるが、未就学児のみであり、効果は限定的である。

※ 協会けんぽは、令和3年4月から適用の保険料率(介護分を除く)、標準報酬月額(年間16月(ボーナスが4月分支給))として算定。
※ 横浜市は、令和3年度の保険料率による算定(介護分を除く、軽減適用後)。

図4-2 神奈川県調

(神奈川県担当課：健康医療局医療保険課)

14 地域包括ケアシステムの構築に向けた

医療・介護提供体制の推進

1 地域医療介護総合確保基金の改善

【提案内容】

提出先 厚生労働省

基金の医療分については、各事業区分に対して都道府県の状況に沿った配分をすること。具体的には、本県は高齢化が急速に進むことにより、今後も医療需要が増大することが見込まれ、不足している必要病床の整備に併せて、医療従事者確保等も同時に進める必要があることから、**地域の実情に応じた取組に幅広く活用することを認め、特に不足しているⅡ及びⅣへの配分の増額を行うこと。**

また、介護分については、介護施設の創設や、ロボット・センサー等の導入と併せた大規模修繕だけでなく、**介護保険制度導入以前の施設の老朽化対策としての大規模修繕を補助対象メニューに加えるほか、メニューに無いものや補助単価についても地域の創意工夫が活かせる仕組みにするとともに、建築コスト等に見合った単価設定とすること。**そのほか、人材確保対策についても、**地域の実情や創意工夫が活かせる仕組みにすること。**併せて、**事業区分間の融通を認めること。**

◆現状・課題

医療分は、事業区分Ⅰ（地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備）に重点配分されている。本県では、2025年の必要病床数は約1万1千床増加、在宅医療等の必要量も約1.6倍増加と推計され、医療需要の増加に対応するために、病床の転換整備や稼働率向上が必要となるが、事業区分Ⅱ（居宅等における医療の提供）、Ⅳ（医療従事者の確保）及びⅥ（勤務医の働き方改革推進に関する事業）も同時に進めなければ、病床転換、新規整備や稼働率向上の取組を進める医療機関における医療従事者不足、退院患者が十分な在宅医療を受けられないなどの事態が生じかねない。

介護分は、介護施設等の整備対象に既存の広域型特養の大規模修繕も追加されたが、介護施設等の創設や、ロボット・センサー、ICTの導入とあわせて大規模修繕のみが対象となっているため、介護保険制度導入以前に開設された施設の老朽化など既存設備等の維持は引き続き困難な状況である。

また、補助単価については、介護ロボットについて一律に上限が設定されているなど、地域の実情や創意工夫を活かした取組が進みにくい状況があるため、建築コストの増などに併せた見直しを随時行う必要がある。

そのほか、介護人材確保対策についても、地域が独自に取り組んでいる事業で、国の実施要領において、補助基準額、補助対象者等が一律に定められているため、地域の実情や創意工夫を活かした取組が進みにくい状況がある。

更に、介護現場では、大規模修繕に伴う介護ロボット・ICT化のニーズの高まりや、複合型施設の設置による人材の流動的な配置など、施設整備と人材確保の一体的な対応が必要とな

っている中、事業区分Ⅲ（介護施設等の整備に関する事業）とⅤ（介護従事者の確保に関する事業）の区分に分けて対応することが現状に合わなくなっている。

特に、介護現場では介護ロボット・ICT化のニーズが高まっているなどの状況もあり、区分間の流用を可能とし、平成27年度補正で多額に積みあがっている基金残高を有効に活用できるようにすべきである。

◆実現による効果

医療分については、十分な額の配分により、在宅医療の推進や医療従事者の確保に必要な事業が実施できる。

また、介護分について、地域の実情に応じた多様なニーズへの柔軟な対応を可能とすることにより、個別性の高い、効果的な地域包括ケアシステムの推進が期待できる。

（神奈川県担当課：健康医療局医療課、福祉子どもみらい局高齢福祉課、地域福祉課）

2 保健・医療・福祉を担う人材の確保定着

【提案内容】

提出先 厚生労働省

- (1) 本県の大学医学部の地域枠による臨時定員増について、令和5年度まで暫定延長が決まったところであるが、本県の医師確保・偏在対策として引き続き重要な枠組みであることから、令和6年度以降の取扱いについても、臨時定員増とする現行制度を継続するとともに、地域の実情や都道府県の意向に十分配慮して検討を進めること。

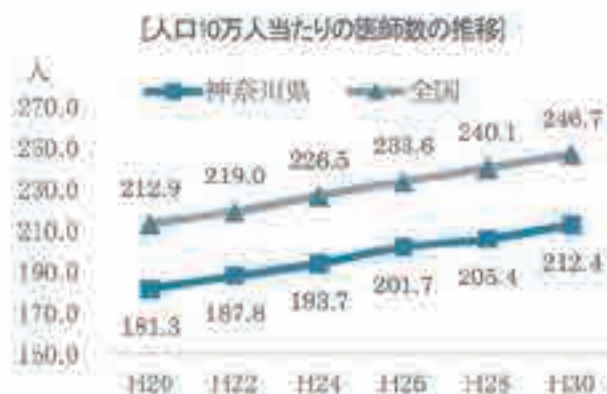
また、医師の臨床研修制度における都道府県別の募集定員について、引き上げること。

◆現状・課題

本県の医師数は、総数は全国3位だが、人口10万人当たりでは下位（39位）となっており、令和元年8月に確定した「医師偏在指標」では、「多数」でも「少数」でもない「中程度」の県として区分され、このままでは令和6年度以降、地域枠による医学部の臨時定員増が維持できなくなるとの見解が示されている。

◆実現による効果

地域枠医師を継続して確保するとともに、臨床研修病院、専門研修基幹施設等に研修医が増えることにより、医師不足及び医師の勤務環境改善につながり、地域偏在の解消に寄与する。



厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査の概況」(20～100)を基に作成

（神奈川県担当課：健康医療局医療課）

- (2) 福祉・介護ニーズの高度化・多様化に対応できる人材の確保・養成を図るため、人材層ごとの機能、役割を明確化するとともに、それを裏付ける教育・養成体系を早期に整備すること。

◆現状・課題

「介護福祉士」「研修等を修了し一定の水準にある者」「基本的な知識・技能を有する者」といった人材層の役割が混在しており、例えば、高度な専門性を有する介護福祉士が専門性を要さない配膳やベッドメイクなどの業務も行っているなど、限られた人材を有効活用できていない。

また、認定介護福祉士やチームリーダーを育成する研修（ファーストステップ研修）は法的に位置付けられておらず、評価に見合った賃金体系となっていないため、十分な養成が進んでいない。専門性の高い人材配置に対して、介護報酬上、評価する仕組みが必要である。

そこで、意欲・能力に応じてキャリアアップを図り、キャリアに応じた役割を担うことができるようにするため、人材層ごとの機能、役割の明確化と、それを裏付ける教育・養成体系を早急に整備する必要がある。

◆実現による効果

介護職員のキャリアパスの整備を促進し、介護人材の資質の向上や処遇改善につなげていくことにより、介護人材の確保・定着に向けた取組を促進することができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局地域福祉課)

- (3) 医療人材の負担を軽減するため、これをサポートする医療クラーク（医師事務作業補助者）や、AI等の最先端のテクノロジーの活用を進めること。

◆現状・課題

医療の現場においては医師や看護師をはじめとする様々な専門職種が従事しているが、日々の業務の中で煩雑かつ大量の書類作成や事務手続に追われ、長時間労働の一因となっている。

こうした状況を改善し、限られた医療人材で効率的かつ質の高い医療サービスを提供するためには、医療人材が処理する大量の事務作業を補助する「医療クラーク」の活用を進めるべきである。

また、IoT、AI、ロボット等、最先端のテクノロジーを医療サービスに活用することは、効率的・効果的で質の高い医療の提供に加え、医療人材の勤務環境の改善にもつながることが期待される。

そこで、医療サービスにおける、医療人材をサポートする最先端のテクノロジーの活用促進に向け、研究開発に係る財源措置を充実する必要がある。

◆実現による効果

医療クラークの活用を促進することにより、医療人材の事務作業の負担を軽減し、限られた医療人材で効率的かつ質の高い医療提供サービスが可能となる。

また、テクノロジーの活用促進を図ることで医師の負担軽減や見落とし率の低下などの効果が期待される。

(神奈川県担当課：健康医療局医療課)

3 介護サービスの質の向上や介護職員の定着に向けた介護報酬の仕組みの構築

【提案内容】

提出先 厚生労働省

- (1) 質の高い介護サービスの提供や地域包括ケアシステムの構築を促進するため、要介護状態の改善につながる取組や「未病改善」の取組、職員の定着、資質向上、テクノロジー活用の取組について、介護報酬での評価を更に拡大する等、事業所にインセンティブが働くような、介護保険制度の持続可能性を高める仕組みを構築すること。

その際、状態の改善を評価する指標として、本県が開発した「未病指標」の活用を検討すること。

◆現状・課題

介護保険制度は、要介護認定者について、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにすることが目的であるが、現在の制度では、要介護度に応じて報酬が設定されており、要介護度を改善させた場合、報酬は減少してしまう。

事業者が行う質の高い介護サービスや「未病改善」の取組等のアウトカムを評価する適切な評価方法が定まっていなかったため、客観的な指標で評価する仕組みを構築し、インセンティブが働くようにする必要がある。

また、テクノロジーの活用について令和3年度の介護報酬改定で評価が拡大されたが、引き続き検証を続けつつ、更なる拡大に向けて検討する必要がある。

なお、介護職員の慢性的な不足の状態が続いており、その要因として、業務上の負担などとともに賃金水準の低さが指摘されていること等を踏まえ、介護職員の収入を3%程度引き上げるための措置が令和4年2月から実施されているが、職員の確保、定着に向けた取組の評価については引き続き検討することが必要である。

◆実現による効果

要介護度の改善につながる質の高いサービスや「未病改善」の取組、介護従事者の資質向上、定着に向けた取組を積極的に評価することで、より質の高い事業者、介護従事者の増加、ひいては介護保険制度の目的である、要介護者の尊厳の保持が可能となる。

また、未病指標は測定にかかる手間が小さく、介護現場の負担軽減にも資する。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局高齢福祉課)

- (2) 介護保険における地域区分については、賃金水準に即したものとなるよう、県内一律とすること。

◆現状・課題

本県内は交通機関が発達し物価もほぼ同様で、最低賃金も県内で統一されているにもかかわらず、地域区分は2級地からその他区分まであって、2級地に5級地が隣接するなど、非常に混在している。このため、所在地によって事業所の報酬に差が生じ、経営収支や人材確保の面で深刻な影響が出ていることから、最低賃金に合わせて、県内一律の設定とするなどの見直しが必要である。

◆実現による効果

地域区分を地域の実情に沿って見直すことで、介護保険事業所の経営安定化や人材確保につながる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局高齢福祉課)

[本県における介護保険の地域区分の状況]



4 特別養護老人ホーム等への入所に係る低所得者対策の強化

【提案内容】

提出先 厚生労働省

低所得者であっても、特別養護老人ホーム等の入所に当たって、在宅と同様な居住環境の下で適切なケアを受けられるよう、必要な対策を講じること。

◆現状・課題

常時介護を必要とし、自宅等で生活することが困難な方が施設入所された場合についても、在宅と同様な居住環境のもとで適切なケアを受けることは必要である。そのため、本県においては特別養護老人ホームの整備に当たっては、プライバシーが確保され、できる限り在宅に近い居住環境の下で生活することで、一人ひとりの個性や生活のリズムに合わせたケアを提供することができるユニット型個室を原則としており、雨も、特別養護老人ホームの居室について、個室ユニット化を推進している。

しかし、ユニット型個室は従来型の多床室と比べ利用者の費用負担が大きく、低所得者には利用しにくいことがユニット型個室の大きな課題となっている。

入居者の尊厳の観点からも、介護施設の入所者の居室についてはユニット型個室が望ましいことから、低所得者でもユニット型個室に入所できるように必要な対策を講じることが必要である。

現在、負担軽減策として社会福祉法人による利用者負担軽減制度があるが、制度を適用するかどうかの判断が実質的に社会福祉法人に委ねられており、制度が十分に活用されていないため、軽減対象者に対して一律に適用されるようにするなど、必要な人が制度を活用できるよう支援する必要がある。

◆実現による効果

施設入所に当たって必要な費用を支援することで、低所得者であっても在宅と同様な居住環境の下で適切なケアを受けることができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局高齢福祉課)

15 共生社会の実現と障がい福祉制度等の見直し

1 共生社会の実現に向けた積極的な取組について

【提案内容】

提出先 内閣府、厚生労働省

誰もがその人らしく暮らすことのできる共生社会の実現に向けて、国においても、障害者週間における広報などの取組のより一層の充実、不当な差別的取扱いの禁止や合理的な配慮の提供について様々な場面や手法による普及啓発の強化等を行うこと。

◆現状・課題

平成28年7月26日に、神奈川県立の障害者支援施設「津久井やまゆり園」において、大変痛ましい事件が発生した。

このような事件が二度と繰り返されないよう、本県では、共生社会の実現に向け、平成28年10月14日に本県議会の議決を得て、「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等のあらゆるメディアを活用して憲章の理念の普及推進に取り組んでいる。取組の中では、事件が発生した日を含む一週間を「ともに生きる社会かながわ推進週間」と位置付け、広報活動を集中的に行うほか、SNSや動画なども活用した憲章の理念の普及啓発などを継続的に実施しており、こうした取組を引き続き行っていくことが重要と認識している。

内閣府の「障害者に関する世論調査」によると「共生社会」を知っている人の割合は、46%程度に留まっている。また、本県の県民ニーズ調査（令和3年度実施）では、障がい者に対して、障がいを理由とする差別や偏見があると答えた人の割合は、79%となっている。

本県では、こうした動向も踏まえ憲章の理念の普及に取り組んでいるところだが、共生社会の実現は本県だけの課題ではなく、国全体、社会全体として取り組むべき普遍的な課題である。

◆実現による効果

共生社会の実現に向けた理念の普及啓発と、障がい者の活動や社会への参加を妨げる障壁（バリア）を取り除くための取組を全国的により一層充実して行うことで、社会全体で障がい福祉への理解が深まることになり、誰もがその人らしく暮らすことのできる共生社会の実現につながる。

Q1. 障害を理由とする差別や偏見があると思うか？	ある (83.3%)	ない (14.7%)
Q2. 障害者週間を知っているか？	知らない (78.1%)	知っている (23.9%)
Q3. 共生社会という考え方を知っているか？	知らない又は言葉だけ (53.3%)	知っている (46.6%)

(内閣府「障害者に関する世論調査」(2020年)を元に作成)



(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室、障害福祉課)

2 本人を中心とした「当事者目線」の障がい福祉の実現

【提案内容】

提出先 厚生労働省

どんなに重い障がいがあっても、障がい当事者には必ず意思があるという理解に立ち、本人を中心に、本人の望みや願いを第一に考え、本人の可能性を最大限に引き出す支援を行うよう、国においても、これを実現するために必要な次の方策を講じること。

- (1) 強度行動障がいのある障がい者が、集団生活を基本とした障害者支援施設で生活することには限界があり、一人ひとりのペースに合わせたグループホームでの生活が期待されるが、現状のグループホームでは人員面や設備面など支援体制において不十分な面がある。そのため、財政的な支援を拡充するとともに、地域生活移行に積極的に取り組む事業者の報酬上の評価を引き上げるなど、地域生活への移行を促進する方策を講じること。

併せて、現在の障害者支援施設は、施設経営者にとって、重度障がい者の施設入所を前提とした報酬体系となっているため、施設外での日中活動による昼夜分離など、地域生活への移行につながる取組を積極的に評価する報酬体系に見直すこと。

- (2) 地域生活へ移行した障がい者が、継続して暮らしていくためには、地域の中で障がい者を支える多様なサービスが提供される必要があることから、複数のサービス提供事業者による日中活動の場や住まいの提供、緊急時の受入等の地域でのネットワークづくりを促進する報酬体系に見直すこと。
- (3) 平成 29 年にガイドラインが示された障がい者の意思決定支援については、自治体による意思決定支援の体制整備への財源措置や、意思決定支援に積極的に取り組む相談支援事業所等への報酬上の評価など、さらに取組が広がるよう方策を講ずること。

◆現状・課題

本県では、令和2年度に設置した「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」の報告書において、利用者目線の支援について、「支援者目線の支援ではなく、どんなに重い障がいがあっても、利用者本人には必ず意思があるという理解に立ち、本人の望みや願いを第一に考え、本人の可能性を最大限に引き出す支援を行うこと」とされた。これを受けて、令和3年度に、「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会」を設置し、県立障害者支援施設のあり方を含めた当事者目線の支援の推進方策について検討を行い、3月に報告書が取りまとめられた。

報告書では、当事者目線の障がい福祉の基底を成す考え方として、①個人の尊厳が守られる社会を作る、②本人の自己決定、自己選択を尊重した障がい施策を展開する、③入所施設の役割を転換し、地域共生社会の実現にオール神奈川で取り組むことが示された。このことを踏まえ、本県では、当事者目線の障がい福祉の実現に向け、計画的に実施していく方向である。

当事者目線の支援を進めるためには、地域のサービス基盤をしっかりと整備していく必要があり、特に、強度行動障がいなどの手厚い支援が必要な障がい者へのサービスは、障害者支援施設からの地域生活移行を促進する観点からも重要と考える。また、現在、当事者目線の障がい福祉を推進するための普遍的な仕組みとして、条例の制定に向けた取組を進めているところである。

◆実現による効果

自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者が、自らの希望に応じた生活を送ることができ、その人らしく暮らすことができる地域社会を実現することができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室、障害福祉課、障害サービス課)

3. 障がい福祉施策に係る超過負担の解消

【提案内容】

提出先 厚生労働省

障がい福祉施策における地域生活支援事業について、事業量に見合った予算措置がされておらず、市町村の超過負担が恒常化していることから、国において必要な財源措置を行うこと。

特に、地域生活支援事業に位置付けられた事業のうち、移動支援や日常生活用具給付、地域活動支援センター機能強化事業等の個人向け給付事業は、確実な財源措置がなされるよう、負担金事業とすること。

◆現状・課題

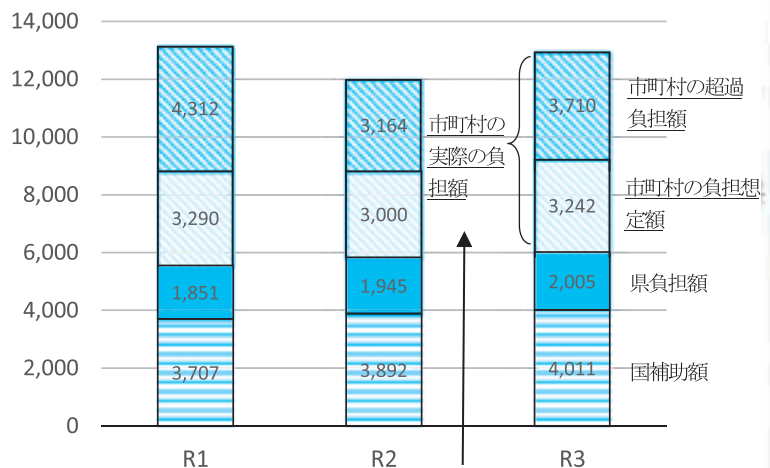
本県における令和3年度の市町村の超過負担額は37億円に達し、特に移動支援や日常生活用具給付、地域活動支援センター機能強化事業等は、市町村地域生活支援事業費に占める割合が高く、超過負担の大きな要因となっており、サービスの維持に支障をきたすおそれがある。

令和4年度の国予算額は総額5億円増額したものの、依然として超過負担解消には至っていない。

◆実現による効果

負担金事業化するなど、確実な財源措置を行うことにより、市町村の財政力に左右されない、安定的なサービス供給が図られる。

本県の市町村地域生活支援事業超過負担の状況の推移



市町村の実際の負担額は、負担想定額の約2倍

(単位：百万円)
(R4は神奈川県推定)

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局障害福祉課)

4 小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度の創設

【提案内容】

提出先 厚生労働省

子育て世帯や重度障がい者の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、国において小児、ひとり親及び身体・知的・精神の重度障がい者への医療費助成制度を創設すること。

また、地方単独医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の削減措置を直ちに全面廃止すること。(一部再掲)

◆現状・課題

子育て世帯や障がい者、その家族の経済的負担の軽減に寄与する小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度は、すべての都道府県並びに市町村が単独事業として実施しているが、その実施内容を見ると、地域の財政力などによりサービス水準に格差が生じている。本来、このような医療費助成制度は国民の生命と健康に直接かわるものであり、国の責務として、全国一律の制度を創設すべきである。

また、現在、地方自治体がこうした助成を行った場合、国保国庫負担金の削減措置が行われているが、平成30年度から、未就学児に限って削減措置が廃止されることとなった。令和2年度、本県の削減額は約42億円であり、市町村の国保財政に多大な影響を与えていることから、直ちに全面廃止すべきである。

◆実現による効果

小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度が全国統一の制度となることにより、地域間の格差が解消される。

また、国による制度創設が行われるまでの間は、国保国庫負担金の削減措置を廃止することで、被保険者の保険料負担及び地方自治体における財政負担の軽減が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局障害福祉課、子ども家庭課、健康医療局医療保険課)

IX 県民生活

16 拉致問題の早期解決

1 拉致問題の全容解明と拉致被害者等の早期帰国の実現

【提案内容】

提出先 内閣官房、外務省

- (1) 北朝鮮当局による拉致問題の全面解決のため、米国をはじめ国際社会と連携・協調し、**拉致問題の徹底的な全容解明と特定失踪者を含む安否不明者の生存確認及び早期帰国の実現を図ること。**

◆現状・課題

平成14年9月の日朝首脳会談において北朝鮮当局が、初めて日本人の拉致を認め、5人の拉致被害者が帰国してから、既に19年が経過した。拉致被害者の帰国を待つ家族の高齢化も進み、残された時間は非常に少なく、家族会及び救う会からも「全拉致被害者の即時一括帰国」が強く求められており、早期帰国の実現が必要である。

北朝鮮は、核実験の実施や弾道ミサイルの発射等挑発行為を続けてきたが、国際社会からの厳しい圧力を受け、平成30年の平昌オリンピックを契機に、対話路線に転換し、体制の保証と制裁緩和を求め、中国、韓国、米国及びロシアと相次いで首脳会談を開催してきた。しかし、令和4年1月以降も弾道ミサイル等を相次ぎ発射するなど、対話路線は停滞している。その一方で、拉致問題については、北朝鮮は「既に解決済み」との主張を繰り返し、ストックホルム合意以降は進展が見られていない。さらに、令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、外交交渉が停滞している状況にある。これまで2回の米朝首脳会談で拉致問題が提起されたが、最終的には日朝首脳間の直接対話により解決しなければならない。

拉致問題は、日本と北朝鮮との関係にとどまらない国際的な人権侵害問題であることから、米国をはじめ国際社会と連携して取組を進める必要がある。

また、安否不明者の生存確認など、北朝鮮による拉致の可能性が排除できない特定失踪者にまで拉致問題の取組を広げる必要がある。

◆実現による効果

拉致問題の全面解決及び拉致被害者等の帰国により、拉致被害者等家族及び県民の悲願が実現する。



(神奈川県担当課：国際文化観光局国際課)

- (2) 「対話と圧力」、「行動対行動」の原則の下、日朝政府間協議に臨むとともに、**拉致問題が解決しない限り国交正常化や経済支援を行わない**の方針を堅持し、**拉致問題の全面解決を粘り強く迫ること。**

◆現状・課題

外交交渉や制裁措置の実施にもかかわらず、拉致問題はいまだに解決していない。政府は、「対話と圧力」、「行動対行動」を基本姿勢として、拉致問題の全面解決に向けて、北朝鮮の行動を促す圧力となるような方策を講じ、事態の打開を図る必要がある。

◆実現による効果

拉致問題の全面解決により、拉致被害者等家族及び県民の悲願が実現する。

(神奈川県担当課：国際文化観光局国際課)

- (3) 北朝鮮に不測の事態が発生した場合に備え、拉致被害者等の救出及び安全確保のため、関係諸国や国際機関等と連携し、適切に対応できるよう準備を進めること。

◆現状・課題

北朝鮮は、組織的、広範かつ深刻な人権侵害を行っており、「北朝鮮における人権に関する国連調査委員会」報告書においても非難されている。また、北朝鮮は平成29年の核実験実施、弾道ミサイル発射の後は、平昌オリンピックを契機に対話路線に転換したが、近年でも弾道ミサイル等を発射するなど、対話路線は停滞している。朝鮮半島を巡る情勢には今後とも注視する必要がある。

国際社会が北朝鮮に対する国連安保理決議に基づき措置に取り組む中、北朝鮮は体制維持のため、厳しい対応を行っており、万が一体制が崩壊するなど不測の事態が発生した場合、拉致被害者等邦人の救出及び安全確保が課題である。

◆実現による効果

北朝鮮に不測の事態が生じた場合、円滑な邦人の救出及び安全確保が実現する。

(神奈川県担当課：国際文化観光局国際課)

- (4) 拉致問題を風化させないための取組をより一層強化すること。

◆現状・課題

拉致問題は、発生から40年以上の長い年月が経過しており、拉致被害者等家族の高齢化も進んでいる。解決に向けては、国民の世論を盛り上げ、交渉の後押しをしていく必要がある。しかしながら、問題発生から長い年月が経過しているため、絶えず世論を盛り上げ維持していくためには、粘り強い啓発活動を実施していく必要がある。

○令和3年度拉致問題に関する本県の主な取組

1 映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」上映会

- ・ 年月日 令和3年11月18日
- ・ 場 所 横浜市開港記念会館
- ・ 参 加 140名 (YouTube Live 配信及びアーカイブ配信も実施：再生回数2,033回)

2 「すべての拉致被害者救出を！」めぐみさんと家族の写真展

- ・ 年月日 令和3年12月12日
- ・ 場 所 新都市プラザ
- ・ 内 容 横田めぐみさんと家族の写真展、神奈川県にゆかりのある特定失踪者パネル展示、アニメめぐみの上映、等

3 神奈川県にゆかりのある特定失踪者パネル等の展示

- ・ 期 間 令和3年4月～令和4年3月
- ・ 場 所 45か所 (県民利用施設や県内市役所ロビーなどで実施)

4 拉致問題啓発タペストリー (縦1.5m×横9.4m×2枚) の掲出

- ・ 掲出期間 平成30年10月5日からめぐみさんの帰国まで
- ・ 場 所 県庁エネルギーセンター棟 2階フェンス

◆実現による効果

拉致問題の風化を防止し、解決に向けた国民世論が喚起される。

(神奈川県担当課：国際文化観光局国際課)

17 ヘイトスピーチ対策の推進

1 ヘイトスピーチ対策の推進

【提案内容】

提出先 総務省、法務省

平成 28 年 6 月にヘイトスピーチ解消法が施行され、本県も同法に規定された責務に基づきヘイトスピーチの解消に係る取組を進めているところであるが、同法にはヘイトスピーチの規制に関する条項は盛り込まれておらず、現在もヘイトスピーチは後を絶たない。この問題は日本国憲法が保障する「表現の自由」などの配慮も必要であるため、地方自治体ごとの判断に委ねるのではなく、全国一律の判断基準に基づいた規制が行われるよう、実効性のある法律への見直しを行うこと。

また、インターネット上におけるヘイトスピーチ対策として、国や地方自治体がプロバイダに対し、発信者に関する情報収集や、より強制力を伴う削除指示を可能とするなど拡散防止に係る法改正等を実施すること。

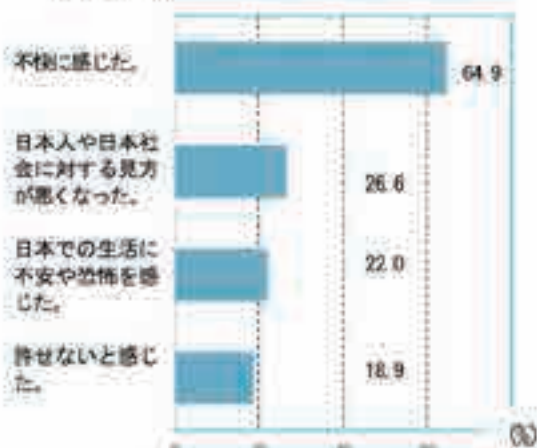
◆現状・課題

ヘイトスピーチを伴うデモは、ヘイトスピーチ解消法制定以後、本県内では鎮静化傾向であるが、街頭宣伝活動やインターネット上での差別表現を伴う書き込みは、依然として活発であり、当事者（外国籍県民等）の心をむしばんでいる。こうした状況を改善するためには国による対応が必要である。

◆実現による効果

ヘイトスピーチにさらされている当事者の方々が安心して暮らすことのできる地域社会の実現と、県民一人ひとりの外国人に対する人権尊重の機運の定着が図られる。

外国人を排除するなどの差別的なデモ、街頭宣伝活動を見聞きして、どのように感じたか
(複数回答可)



(法務省「外国人住居調査」平成28年より引用)

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室)

X 県土・まちづくり

18 広域交通ネットワークの整備促進と交通利便性の向上

1 幹線道路網の整備と活用

【提案内容】

提出先 国土交通省

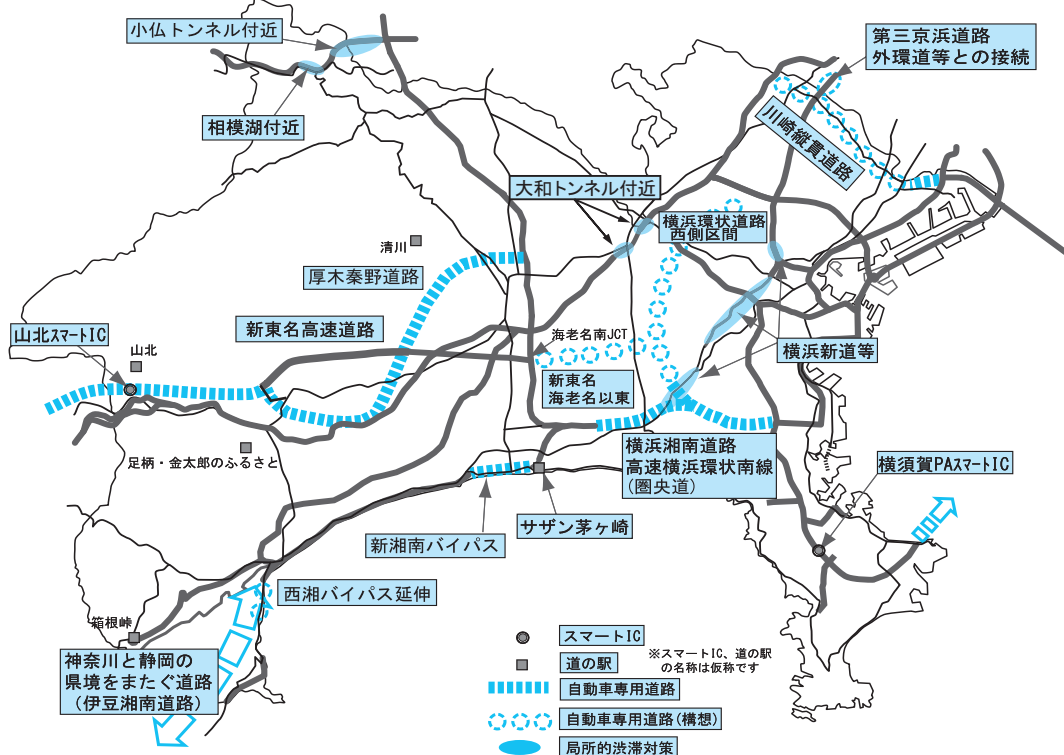
- (1) 一層の観光振興や生産性の向上を図り、アフターコロナ時代における持続的な経済成長を実現していくため、「新東名高速道路」、「横浜湘南道路・高速横浜環状南線（圏央道）」及び「厚木秦野道路」の早期整備を図ること。また、「新東名高速道路」の全線6車線化の実現や海老名以東の計画の具体化などとともに、「神奈川と静岡の県境をまたぐ道路（伊豆湘南道路）」の計画の具体化に向け支援すること。
- (2) 高速道路ネットワークを最大限活用できるよう、局所的な渋滞対策やスマートICの早期整備を図ること。
- (3) 高速道路ネットワークと一体となって地域の交流連携を支える幹線道路の整備や、地方創生の拠点となる道の駅の整備を推進するために必要な予算措置を講じること。

◆現状・課題

首都圏機能の一翼を担う本県の道路網は、人口や都市機能の集積に比して整備が十分とは言えず、円滑で安定的な経済活動を支える幹線道路網の整備が急務となっている。

◆実現による効果

広域的な交通利便性の向上などにより、本県はもとより、首都圏全体の経済の好循環が図られる。また、災害時における応急活動などを支える基盤の充実強化が図られる。



(神奈川県作成)

(神奈川県担当課：県土整備局道路企画課)

2 鉄道網の整備促進

【提案内容】

提出先 総務省、国土交通省

- (1) リニア中央新幹線については、整備を促進するとともに、神奈川県駅（橋本）周辺のまちづくりについても、重点的かつ積極的に地方自治体へ支援を講じること。
- (2) 藤沢市村岡地区の東海道本線新駅の整備を推進するため、駅や駅周辺の一体的なまちづくりへの確実な予算措置を講じるとともに、駅整備に地方債を充当できる制度の整備を図ること。
また、寒川町倉見地区の東海道新幹線新駅の実現を図るため、駅整備等に要する地元自治体の財政的な負担を軽減する制度整備等の措置を講じること。
- (3) 相鉄いずみ野線の延伸、相模線の複線化、東海道貨物支線の貨客併用化、小田急多摩線の延伸など、神奈川の拠点づくりを支える鉄道ネットワーク形成に資する事業について、助成制度の拡充や、新たな支援方策の構築など公的支援を拡大すること。

◆現状・課題

少子高齢化社会の本格化や環境問題の顕在化など、社会情勢が変化する中で、「コンパクト＋ネットワーク」の観点から、都市づくりを進めるため、利便性の高い鉄道網の形成が必要である。

◆実現による効果

東京都心への過度な一極集中を改善し、災害リスクや人口減少などの課題を首都圏全体で受け止めることにより、都市機能の向上や国際競争力の強化などに大きく寄与する。

《鉄道網構想図》



(神奈川県担当課：県土整備局環境共生都市課、交通企画課、都市整備課)

3 新たなモビリティサービスの取組促進

【提案内容】

提出先 内閣府、総務省、国土交通省

少子高齢化の進展や人口減少が見込まれる中、あらゆる人がどこでもシームレスかつ自由に移動でき、コミュニティの活性化が図られる社会を実現するため、新たなモビリティサービスの取組について支援を行うとともに、その導入が促進されるよう、必要な予算措置を講じること。

さらに、ICT・AI等を活用し、渋滞を解消するなど交通基盤をより使いやすくする取組を推進すること。

◆現状・課題

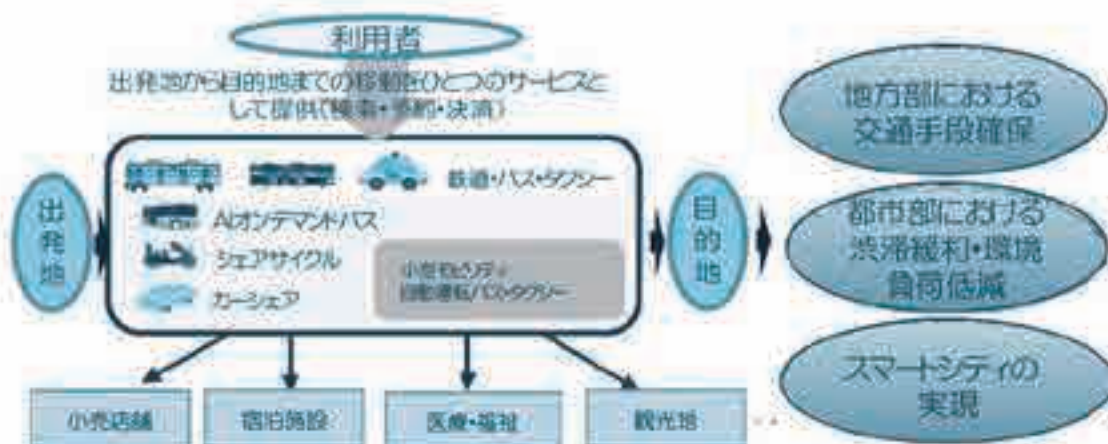
近年、ICT・AIなどの技術革新の進展に伴い、MaaSなど、新たなモビリティサービスの取組が県内各地で進められているが、地域交通の課題は様々であることから、地域の実情に適した新たなモビリティサービスの導入が図られるよう、引き続き、技術的・財政的な面からの国の支援が必要である。

また、国は、観光地周辺などで広域的に発生する渋滞を解消し、円滑な移動を確保するため、ICT・AI等の技術を活用し、渋滞の発生予測や、予測結果に基づき人や車の流れを最適化する検討を進めており、引き続き、ICT・AI等の革新的な技術を活用し、渋滞を解消するなど交通基盤をより使いやすくする取組が必要である。

◆実現による効果

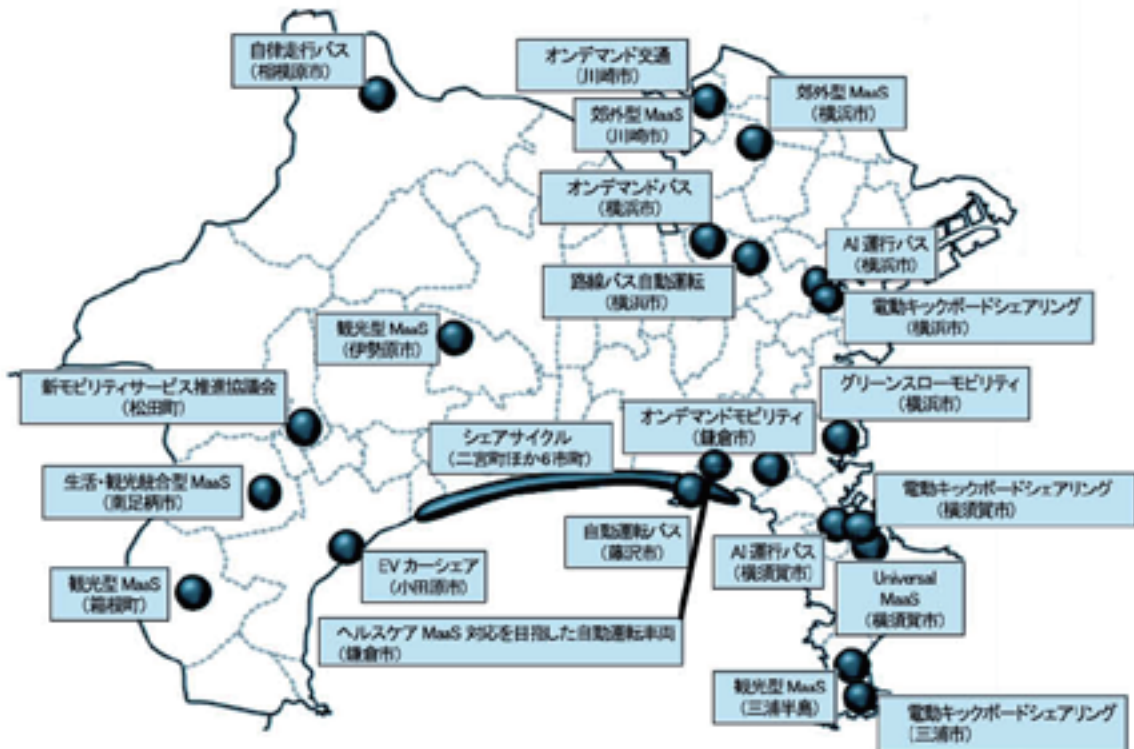
人の移動に関する様々な制約などの課題解決を図るとともに、IoT・AI等を活用した交通の最適化、運転業務の人手不足への対応、さらに、キャッシュレス化などの取組促進により、運賃・料金を含めワンストップでシームレスなサービス提供が可能となり、コミュニティが活性化し豊かな社会の実現が期待される。

MaaSにおける基本的な考え方



（出典）「国土交通白書2020」（国土交通省総合政策局）

県内の主な取組状況



地域等	主な取組状況
横浜市	郊外型 MaaS、路線バス等自動運転、オンデマンドバス、AI 運行バス、グリーンズローモビリティ、電動キックボードシェアリング
川崎市	郊外型 MaaS、オンデマンド交通
相模原市	自律走行バス
横須賀・三浦地域	観光型 MaaS、Universal MaaS、AI 運行バス、オンデマンドモビリティ、電動キックボードシェアリング、ヘルスケア MaaS 対応を目指した自動運転車両
湘南地域	観光型 MaaS、自動運転バス、シェアサイクル
県西地域	観光型 MaaS、生活・観光統合型 MaaS、EV カーシェア、新モビリティサービス推進協議会

(神奈川県担当課：県土整備局交通企画課、道路企画課)

19 県営住宅の健康団地への再生

1 コミュニティ再生等に向けた県営住宅の建替推進

【提案内容】

提出先 国土交通省

- (1) 本県では、県営住宅をだれもが健康で安心していきいきと生活できる「健康団地」へと再生することとし、建替えの際に入居者・近隣住民等の交流拠点となるコミュニティルームを併設するとともに、団地コミュニティの活性化を図るソフト事業の取組を進めている。

建替えには、PFI方式の導入を積極的に進めているが、PFI方式による建替事業は事業着手から終了まで長期間にわたり、着実に事業実施する必要があるため、継続的かつ十分な支援を行うこと。

また、大学生入居による団地活性化などのソフト事業についても引き続き協力を行うこと。

◆現状・課題

人生100歳時代において、県営住宅をコミュニティ再生・活性化の拠点となる健康団地へと再生するため、本県では、平成31年3月に「神奈川県県営住宅健康団地推進計画」を策定した。

計画に基づき、今後の建替えに当たっては、団地全体をバリアフリー化し、コミュニティルーム等を併設するとともに、これまでの県直営建設方式だけでなく、PFI方式による建替えを積極的に進めていくこととしている。

本県では、以下のスケジュールにより、PFI方式による建替事業を進めているところであり、円滑に建替事業を行うためには、事業着手年度から終了年度まで、国による継続的かつ十分な支援が必要である。

① PFI事業実施団地（上溝団地、追浜第一団地）のスケジュール

令和3年8月に次の2団地について、PFI事業実施に向けた公告を行った。

- ・上溝団地（相模原市）：整備戸数460戸以上
- ・追浜第一団地（横須賀市）：整備戸数120戸以上

現在、以下のスケジュールで、これら2団地のPFI事業の手続を進めている。

PFI事業実施2団地の今後のスケジュール

令和4年度	5月	PFI事業の落札者決定
	10月	PFI事業の本契約、事業着手
令和9年度	追浜第一団地	事業完了（実施方針における見込み）
令和11年度	上溝団地	事業完了（実施方針における見込み）

② 今後のPFI事業団地の予定

上溝団地等に続き、今後とも県営住宅の建替えにPFI事業の導入を引き続き検討していく。

◆実現による効果

PFI方式を導入して、老朽化した県営住宅の建替えの効率的な事業展開、工期短縮を図るとともに、県営住宅を「健康団地」へと再生することで、地域全体のコミュニティ再生・活性化の拠点として、持続的に役割を果たすことができる。

◇参考

＜コミュニティルームの併設イメージ＞

住棟内に、入居者、近隣住民等の交流拠点を併設し、高齢者や子育て向けサービスを誘致

【イメージ例】



子育て支援スペース



外国籍県民の交流サロン

＜団地コミュニティの活性化を図るソフト事業の取組＞

- ・ 大学生が県営住宅に入居し、コミュニティ活動に参加する仕組みを構築した。入居学生は、お祭りや草刈りなどの自治会活動に参加したり、自ら食事会などを企画・実践する。
- ・ 健康づくりなどの専門の講師を派遣する講習会等を開催することで、団地住民の自発的なコミュニティ活動の促進を図っている。

＜健康団地推進計画に基づく県営住宅ストック活用の全体方針＞

- ・ 建替えの時期を迎える昭和55年までに建設した住宅約2万8千戸は、法定耐用年限である建設後70年までに建替えるよう、30年間で実施する。
- ・ 小規模団地や需要・効率性等から将来の活用に適さない団地は他団地への集約化（用途廃止）を進める。
- ・ 昭和56年以降に建設した住宅約1万7千戸は、適切な維持管理を行い、原則、法定耐用年限まで使用する。

(神奈川県担当課：県土整備局公共住宅課)

(2) 脱炭素社会の実現に資するため、県営住宅においても省エネルギー性能の向上や太陽光発電設備の設置促進を図る必要があり、当該事業を実施する地方自治体の取組に対して、継続的かつ十分な支援を行うこと。

◆現状・課題

国は2020年10月、2050年までの脱炭素社会の実現を目指すことを表明した。その後、2021年8月、脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会において、公的機関が建築主となって新築する公営住宅について、徹底した省エネルギー性能の向上や太陽光発電設備の設置の標準化を進める考え方が取りまとめられた。これらの実現のためには、国による継続的かつ十分な支援が必要である。

◆実現による効果

県営住宅の建替えにおいて、省エネルギー性能の向上や再生可能エネルギーの導入拡大に取り組むことにより、脱炭素社会の実現に寄与できる。

(神奈川県担当課：県土整備局公共住宅課)

「令和5年度国の施策・制度・予算に関する提案」事項 府省別一覧

内閣官房

- 8 脱炭素社会の実現
- 10 防災・減災、国土強靱化の推進
- 13 健康・長寿社会の実現
- 16 拉致問題の早期解決

内閣府

- 1 新型コロナウイルス感染症対策
- 2 生活困窮者対策の推進
- 3 安心して子どもを産み、育てることができる環境の整備
- 4 子どもを守るセーフティネットの整備
- 5 地方税財政制度の改革
- 6 自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進
- 10 防災・減災、国土強靱化の推進
- 11 基地対策の推進
- 15 共生社会の実現と障がい福祉制度等の見直し
- 18 広域交通ネットワークの整備促進と交通利便性の向上

デジタル庁

- 1 新型コロナウイルス感染症対策
- 6 自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

総務省

- 1 新型コロナウイルス感染症対策
- 5 地方税財政制度の改革
- 6 自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進
- 12 都市農業の持続的発展を図るための税制度の見直し
- 17 ヘイトスピーチ対策の推進
- 18 広域交通ネットワークの整備促進と交通利便性の向上

消防庁

- 1 新型コロナウイルス感染症対策
- 6 自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

法務省

- 17 ヘイトスピーチ対策の推進

外務省

- 11 基地対策の推進
- 16 拉致問題の早期解決

財務省

- 5 地方税財政制度の改革
- 10 防災・減災、国土強靱化の推進
- 12 都市農業の持続的発展を図るための税制度の見直し

文部科学省

- 1 新型コロナウイルス感染症対策
- 3 安心して子どもを産み、育てることができる環境の整備
- 4 子どもを守るセーフティネットの整備
- 6 自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進
- 10 防災・減災、国土強靱化の推進

厚生労働省

- 1 新型コロナウイルス感染症対策
- 2 生活困窮者対策の推進
- 3 安心して子どもを産み、育てることができる環境の整備
- 4 子どもを守るセーフティネットの整備
- 13 健康・長寿社会の実現
- 14 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護提供体制の推進
- 15 共生社会の実現と障がい福祉制度等の見直し

農林水産省

- 12 都市農業の持続的発展を図るための税制度の見直し

経済産業省

- 1 新型コロナウイルス感染症対策
- 7 分散型エネルギーシステムの構築
- 8 脱炭素社会の実現
- 9 資源循環の推進

資源エネルギー庁

- 7 分散型エネルギーシステムの構築

国土交通省

- 7 分散型エネルギーシステムの構築
- 10 防災・減災、国土強靱化の推進
- 12 都市農業の持続的発展を図るための税制度の見直し
- 18 広域交通ネットワークの整備促進と交通利便性の向上
- 19 県営住宅の健康団地への再生

気象庁

- 10 防災・減災、国土強靱化の推進

環境省

- 7 分散型エネルギーシステムの構築
- 8 脱炭素社会の実現
- 9 資源循環の推進

防衛省

- 10 防災・減災、国土強靱化の推進
- 11 基地対策の推進

